

## イギリス・V S Oの海外手当



## V S O 資 料

- (1) V S O 資料-1 : イギリス・V S O の海外手当 (本部回答)
- (2) V S O 資料-2 : V S O ハンドブック (96-97 年版) 抜粋訳
- (3) V S O 資料-3 : イギリス・V S O の海外手当 (在外事務所回答)
- (4) V S O 資料-4 : V S O の1996/97 年度月額ボランティア手当
- (5) V S O 資料-5 : 英国・V S O の派遣状況 (1995年 3月31日)
- (6) V S O 資料-6 : V S O フィリピン・ハンドブック抜粋訳

## イギリス・VS0の海外手当

生活手当に関し、各ボランティア機関の本部に次の内容の質問を実施した。

- ①新規派遣国の手当額設定の基本的考え及びその算定基準について。
- ②手当額改定の基本的考え、算定基準、改定方法、時期について。
- ③派遣期間中の国内での継続支給手当（積立金等）の有無、及びその目的と額について。
- ④隊員支援経費の支給、申請、査定について。

### <回答のまとめ>

上記質問に対する本部からの回答は次のとおりである。

- ①基本的考えはVS0ハンドブック（96/97年版）の5・3項を参照。
  - ・手当は通常、現地通貨で支払われる。
  - ・理想的には、手当はボランティアの同僚/カウンターパートと同じレベルに設定され、受入側が支給し、VS0ではないことである。
  - ・現地給与が非常に少ない場合は、VS0はボランティアが質素だが健康な生活ができるレベルとなるように補填する。
  - ・手当は現地事務所長の自主裁量で設定されVS0規則ではない。
- ②理想的には、手当の増額は現地給与と同時に調和して増加する。（つまりVS0手当は現地給与に従い設定されているため）
  - ・VS0が手当を補填する時は、通常、年1回見直されインフレに調和して増額される。インフレ率が非常に高い場合は適切に年に2～4回見直される。
  - ・ピースコーの手当、他の国の手当水準関係が最も近い機関の手当を参考としている。
  - ・国によっては手当設定の基礎として市場（Shopping Basket）用品価格を使用している。
- ③VS0ハンドブック（96/97年版）の3・2項から3・4項まで参照。
  - ・支援経費は以下を含む；
    - ・出発前の機材経費、・12か月後の中間手当、・活動終了報奨金、・延長経費、
    - ・寄贈計画への寄付金、・政府社会保険計画への寄付金、
  - 詳細はボランティアの故国により変化する。
- ④そのようなものはない。ボランティアは大使館等を捜すことで現地機関を支援することは自由である。

以上の回答に補足すると、生活手当の設定に際し、VS0在外事務所と受入国の間で話し合いを行い支給額を設定し、且つ受入国が手当を支給することを基本としている点が、協力隊と大きく異なっている。基本的考えは他国のボランティア機関と同様に「質素だが健康に暮らせる生活」であり、協力隊の基本的考えと同様である。また、ボランティア手当の考え方、内容についてのVS0ハンドブックの翻訳（抜粋）を参照願いたい。

## VSOハンドブック(96-97年版) 抜粋訳

## 5.3. ボランティアの手当

VSOボランティアは、VSOの目的に献身し、VSOの価値観を共有し、奉仕を提供する意図を有するものとします。彼らは、他の人々の文化的価値観を尊重する方法で生活し、業務を遂行するものとします。彼らは、その業務の遂行のために控えめな手当を受給するものとします。生活状況を共有し、相互に尊重しあうことによって、ボランティアは彼らの友人及び同僚の生活の現実について、理解を得ることが出来るのです。

当文書は、VSOの戦略計画を基に、ボランティアの諸条件についての考えを詳述するものです。私どもは、専門家予備軍の組織ではありません、従って必ずしも人々をキャリアの形成の緒に就かせる路を用意するものではありません。私どもは、提供する業務に対して支給される手当及び赴任時/任期満了時の補助金以上の収入をあてにするボランティアを求めています。

従って、ボランティアの手当は、ボランティアが提供する業務の種類やレベル、価値とは関係無く、ボランティアの日々の必要経費をまかなうことを目的とした控えめな月次給付です。ボランティアの提供する業務の対価ではなく、現地の慣習を概ね遵守する生活スタイルで生活することを可能とする手段です。

現地の首都に拠点を置くボランティアは、当該都市にあるあらゆる娯楽を享受するには不十分な手当を受給するはずで、都市部にあつては、通常より多くの海外からの赴任者が居り、ボランティアによっては、彼等と本来築けるはずの交際を持つことに困難を感じたはずで、新プログラムでは、初めてのボランティアは、これまでのプログラムに於ける場合より多くの海外からの赴任者達が周囲に居るはずで、手当はボランティアにふさわしい質素な生活スタイルをまかなうことを意図したものであり、高給を得ている海外からの駐在員等のそれではないことを肝に銘ずることが肝要です。

ほとんどの場合に於いて、手当は全額を使用者からボランティアに直接支払われます。使用者が手当の支給することが出来ない場合に於いては、VSOまたは赴任の「スポンサー」となる団体のいずれかが支給します。一部の国/地域に於いては、使用者がVSOの定める基準の手当の支給を為すことが出来ない場合があります。この場合には、ボランティアが使用者から受給する手当にVSOが差額を補填します。

手当の水準は、通常フィールドオフィスとボランティアの使用についての監督を管轄する政府機関との協議によって決定されます。ある場合には、手当は、現地の

大学卒の教師や中級公務員等の給与水準とリンクしていることもあります。ボランティアが政府部門以外の分野で業務を遂行することが多いその他の国／地域に於いては、手当はフィールドオフィスによって、現地物価の購買力指数に準拠して決定されます。ボランティア総会、または作業部会は手当の水準の設定にあたって、情報の提供についてフィールドスタッフを支援することを求められることがあります。

フィールドオフィスは、手当がボランティアの必要を十分にまかなえるように図る責に任じ、定期的に、通常は年1回、手当の見直しを図っています。

例外はありますが、原則的に、それぞれの国／地域にあるボランティアは同一額の手当を受給しています。また、それは現地側の同僚より若干多く、または少ないことがあります。かかる状況はやむを得ないことです。極く一部の国／地域に於いて、とりわけボランティアが上級職に就いている場合には、使用者は職に応じた率、即ち、ボランティアが実際に就いている職責に応じた手当の支給を提供することがあります。かかる場合には、通常、フィールドオフィスによって解決が図られます。

## VSOハンドブック (96-97年版) 抜粋訳

## 3.2. VSOから提供されるもの

表3 A VSOからボランティアに提供されるもの

種別	出発前	海外	帰還
旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リクルートされた地域から英国、オランダ、カナダの本部での選抜試験に出席するための旅費(£20を超過した分)</li> <li>・トレーニングコースへの出席のための費用</li> <li>・出身地域の空港までの費用</li> <li>・任地までの航空券(携行荷物25kgまで、地域によってはこれに加増)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赴任及び到着後の現地でのトレーニングに関するすべての費用</li> <li>・VSOの業務のための任地との往復旅費(通常の業務上の移動を除く)</li> <li>・ボランティア年次総会及びVSOの企画するワークショップ(研究会)等への往復旅費</li> <li>・フィールドスタッフによって認証された医療上の必要による全ての旅費</li> <li>・任務終了の際の採用地までの航空券(携行荷物25kgまで)または超過携行貨物料金を含まない航空運賃相当分の現金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リクルートされた地域の空港から出身地までの旅費</li> <li>・帰還ボランティアの会合に出席するための費用</li> <li>・熱帯病医療センターでの、または英国外のボランティアには適切な病院での検診費用</li> </ul>
補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・装備費(第3.4.2.4項及び第4.2.14.1を項参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期中の旅費補助金(第3.4.2.5項及び第5.14.1項を参照) 延長者への補助金(第3.4.2.7項及び第5.24.2.4項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任務終了時の補助金(第3.4.2.6項を参照)</li> </ul>
医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医科検診費用</li> <li>・所定の予防接種費用</li> <li>・マラリア予防</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用者若しくは政府の無料保険診療でまかなわれない場合、すべての医療行為に関する費用。但し危険行為に起因するものを除く</li> <li>・ボランティアの任務終了予定時期以前に処置が必要で、かつ無料ではない、基本的に緊急歯科治療に要する費用</li> <li>・ある種の避妊費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰還後の健康診断のための一般検査(第7.1.1項を参照)</li> </ul>
トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トレーニングに関連するすべての費用(第4.2.6項及び第4.2.12項を参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地概要説明及び言語研修に関する費用、但し飲食費を除く(第5.4項を参照)</li> <li>・現地スタッフ手配による赴任時、補足語学訓練費用</li> </ul>	
保険及び手当		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故保険(医療費のみ、危険行為を除く)</li> <li>・申請をし、また所期の条件を受諾したボランティアに適用されるVSOの年金保険の年間補助金</li> <li>・政府の基礎的社会保険に関する補助金(国民年金保険)、通常、ボランティア1名につき年間£1,000まで(ボランティアが所定の申請をし、受理されることが必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任務解除日、若しくは帰還日から起算して3ヶ月(いずれか早く到来する時期)についての傷害保険(医療費のみ、危険なスポーツを除く)</li> <li>・任務期間1年につき更に1年分のVSOの年金保険についての補助金</li> </ul>

表3A VSOからボランティアに提供されるもの

種別	出発前	海外	帰還
その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビザ</li> <li>・任務の態様にバイクの使用が規定されている場合には、バイク用ヘルメット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビザの更新、その他必要な許認可</li> </ul>	
6ヶ月以上任期を延長を予定するボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2回目の健康診断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期延長者への補助金</li> <li>・歯科検診及びこれに伴う治療、但し美容処置を除く、また£400(または現地通貨相当額)を限度とする</li> <li>・採用国/地域への一時帰還のための往復航空券、または同運賃相当額の現金</li> <li>・空港から採用国/地域までの旅費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任務終了時の追加補助金(第3.4.2.6項を参照)</li> <li>・更に年金積立金への加増</li> </ul>

表3B ボランティアの負担費用

種別	出発前	海外
書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パスポート</li> <li>・専門職の証明書類等</li> <li>・運転免許証</li> </ul>	
医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出発前の歯科検診及び処置</li> <li>・スベアのめがね、めがねレンズ、補聴器等</li> <li>・VSOのアドバイスによる虫除けクリーム、ばんそうこう/包帯、ビタミン剤等を含む常備薬/救急セット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・めがね、めがねレンズ、補聴器等の新調</li> <li>・基本的常備薬/救急セットの補充</li> <li>・緊急性を要しない歯科処置</li> </ul>
保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人的保険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VSOの提供するもの以外の生命保険、年金等</li> <li>・VSOの車両以外の自動車保険、登録費及び税金</li> <li>・危険なスポーツに参加する場合の事故保険</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・借入金の返済</li> <li>・本国で受けるあらゆる収入に対する所得税(賃貸、利子等)</li> <li>・個人的車両の諸費用(現地で購入するか本国から持ち込んだ場合)</li> </ul>



英国VSOの任期終了手当支給額  
(1996~97年分) (単位: ポンド)

赴帰任期間	支給額	赴帰任期間	支給額	赴帰任期間	支給額
0~3カ月	0	34~35カ月	2,746	66~67カ月	8,418
3~4カ月	243	35~36カ月	2,866	67~68カ月	8,598
4~5カ月	303	36~37カ月	3,044	68~69カ月	8,776
5~6カ月	362	37~38カ月	3,223	69~70カ月	8,956
6~7カ月	423	38~39カ月	3,401	70~71カ月	9,135
7~8カ月	482	39~40カ月	3,581	71~72カ月	9,314
8~9カ月	541	40~41カ月	3,759	72~73カ月	9,493
9~10カ月	601	41~42カ月	3,938	73~74カ月	9,672
10~11カ月	660	42~43カ月	4,116	74~75カ月	9,851
11~12カ月	720	43~44カ月	4,296	75~76カ月	10,030
12~13カ月	780	44~45カ月	4,474	76~77カ月	10,210
13~14カ月	839	45~46カ月	4,653	77~78カ月	10,388
14~15カ月	899	46~47カ月	4,831	78~79カ月	10,568
15~16カ月	958	47~48カ月	5,011	79~80カ月	10,746
16~17カ月	1,018	48~49カ月	5,190	80~81カ月	10,925
17~18カ月	1,078	49~50カ月	5,369	81~82カ月	11,105
18~19カ月	1,138	50~51カ月	5,549	82~83カ月	11,283
19~20カ月	1,197	51~52カ月	5,728	83~84カ月	11,463
20~21カ月	1,256	52~53カ月	5,908	84~85カ月	11,642
21~22カ月	1,316	53~54カ月	6,087	85~86カ月	11,821
22~23カ月	1,375	54~55カ月	6,266	86~87カ月	12,000
23~24カ月	1,436	55~56カ月	6,445	87~88カ月	12,180
24~25カ月	1,554	56~57カ月	6,625	88~89カ月	12,358
25~26カ月	1,673	57~58カ月	6,804	89~90カ月	12,537
26~27カ月	1,793	58~59カ月	6,983	90~91カ月	12,717
27~28カ月	1,912	59~60カ月	7,163	91~92カ月	12,895
28~29カ月	2,031	60~61カ月	7,342	92~93カ月	13,075
29~30カ月	2,151	61~62カ月	7,521	93~94カ月	13,254
30~31カ月	2,270	62~63カ月	7,700	94~95カ月	13,434
31~32カ月	2,388	63~64カ月	7,880	95~96カ月	13,612
32~33カ月	2,508	64~65カ月	8,059		
33~34カ月	2,627	65~66カ月	8,239		

英国VS0の任期延長手当支給額  
(1996~97年分) (単位: ポンド)

赴帰任期間	支給額	赴帰任期間	支給額	赴帰任期間	支給額
24~25ヵ月	149	48~49ヵ月	1,215	72~73ヵ月	1,539
25~26ヵ月	221	49~50ヵ月	1,231	73~74ヵ月	1,550
26~27ヵ月	292	50~51ヵ月	1,248	74~75ヵ月	1,561
27~28ヵ月	364	51~52ヵ月	1,264	75~76ヵ月	1,572
28~29ヵ月	435	52~53ヵ月	1,281	76~77ヵ月	1,583
29~30ヵ月	506	53~54ヵ月	1,297	77~78ヵ月	1,594
30~31ヵ月	578	54~55ヵ月	1,314	78~79ヵ月	1,605
31~32ヵ月	649	55~56ヵ月	1,330	79~80ヵ月	1,616
32~33ヵ月	720	56~57ヵ月	1,346	80~81ヵ月	1,627
33~34ヵ月	792	57~58ヵ月	1,363	81~82ヵ月	1,637
34~35ヵ月	863	58~59ヵ月	1,379	82~83ヵ月	1,648
35~36ヵ月	935	59~60ヵ月	1,396	83~84ヵ月	1,659
36~37ヵ月	957	60~61ヵ月	1,407	84~85ヵ月	1,670
37~38ヵ月	979	61~62ヵ月	1,418	85~86ヵ月	1,681
38~39ヵ月	1,001	62~63ヵ月	1,429	86~87ヵ月	1,692
39~40ヵ月	1,022	63~64ヵ月	1,440	87~88ヵ月	1,703
40~41ヵ月	1,044	64~65ヵ月	1,451	88~89ヵ月	1,714
41~42ヵ月	1,066	65~66ヵ月	1,462	89~90ヵ月	1,725
42~43ヵ月	1,088	66~67ヵ月	1,473	90~91ヵ月	1,736
43~44ヵ月	1,110	67~68ヵ月	1,484	91~92ヵ月	1,747
44~45ヵ月	1,132	68~69ヵ月	1,495	92~93ヵ月	1,758
45~46ヵ月	1,154	69~70ヵ月	1,506	93~94ヵ月	1,769
46~47ヵ月	1,176	70~71ヵ月	1,517	94~95ヵ月	1,780
47~48ヵ月	1,198	71~72ヵ月	1,528	95~96ヵ月	1,791

## VSOハンドブック (96-97年版) 抜粋訳

## 3.1.1.任期

VSOの大多数のボランティアは出発日から任務終了日までを2年間とする任期に同意しています。同任期は延長することが可能です(第5.24項を参照)。しかしながら一部の国/地域では、VSOと現地国/地域政府との間の協定により、ボランティアの任期は任地での在任期間を2年間と規定しています。これらの国/地域では、従ってこの2年間の他に国/地域内でのトレーニング期間が加えられ、任務期間は合わせて25から27ヶ月となります。VSOでは現在のところ短期間の任務は非常に限られています。

## 3.3.ボランティア中の資産関係

英国の金融業法の規定により、VSOは専門的アドバイスをすることが出来ません。皆さんが海外に出ることによって不利益が生じるような何等かの資産若しくは収入源を所有される場合は、専門家のアドバイスを受けられることを強くお勧め致します。英国のボランティアに対しては、ロンドンの主な業者のガイドブックをVSOは用意しております。

海外に出られる前に、一時的に口座を使用しない顧客に対する皆さんの取引銀行またはビル会社の取扱い施策について問い合わせられることをお勧め致します。長期間の海外在住はクレジットカードの使用についても影響が生じることがありますので、この点についても問い合わせられることをお勧め致します。

## 3.4.諸手当の支給条件

## 3.4.1.ボランティア手当

どれだけの額の手当が支給されるのか、またボランティア手当の思想的背景については第5.3項を参照下さい。

ボランティア手当はすべてのボランティアに対して支払われます。通常この手当はボランティアの受入側/機関から支払われますが、場合によっては、一部を受入側/機関が、そして残りをVSOが、或は例外的ではありますが全額をVSOが支払うこともあります。支給額は各国/地域に応じて設定されて居り、従ってここにそのすべての額を示すことは不可能です。同手当は、日々の必要経費をまかなうことを目的とした控えめな額が月次で支払われます。

フィールドオフィスは、手当がボランティアの必要経費を十分にまかなえるように配

慮して居り、定期的に見直しを図って居ります。一部の国/地域ではボランティアの年次総会は、フォーラムがこのために集めている必要な情報を提供しています。

通常、手当は後払いで月次で支払われますが、場合によっては地域の状況に応じて異なることがあります。

### 3.4.2. 補助金

#### 3.4.2.1. 任務期間

任務期間は、海外への出発日から、約定された任務終了日までを計算します。任務終了日とは、VSOから提供されたフライトが消化され、消化されなかった規定の有給休暇がない場合には、通常英国または採用国/地域への帰還日を意味します。消化されなかった規定の有給休暇が存在する場合には、未消化の有給休暇を任務の終了時に最大で28日まで任務期間に計上することが出来ます(即ち4週間)。

VSO教師の約定された任務期間の終了時期は、24ヶ月の任期を満了させるために、学校の休暇期間の最後の日付とします。任期満了時の航空便の運賃相当額を受領した場合には、任期満了日について皆さんとフィールドオフィスの間で合意に達したものと解せられます。VSOの補助金は約定された任期満了日に於いてのみ支払われるものとします。

プログラムに長期間にわたる事前の語学研修が含まれる場合に於いても、任務期間の開始は出発日を以ってし、如何なる補助金もこの日を起算点に計算されます。

初期の語学研修後、任期を2年とするものであれ短期のものであれ、3ヶ月以上12ヶ月未満の中断期間を置いて、複数の、または同一の国/地域で任務を継続するために、再度海外に赴任するボランティアは「再ボランティア」として定義されます。3ヶ月経過以前に再度海外に赴く再ボランティアは、任務期間に中断が無かったものと見做され、任期満了時補助金が任務終了時に支払われます。前回の任務より12ヶ月以内に海外に赴任する再ボランティアに対しては、任務の中断があったものとして補助金が支払われます。

前回の任務より12ヶ月経過後に海外に赴任する再ボランティアに対しては、補助金に就いての資格としては初めてのボランティアとして扱われます。

#### 3.4.2.2 補助金の水準

VSOはボランティアとなることに伴う費用を保証し、本業を中断したボランティアを支援し、帰還にあたって一時的な経済的補助として自立することを可能にするための一

助とするために支給されるものです。補助金は手当の補充として支払われるものではなく、補助金の前払いは通常のものとしては支払われることはありません。

補助金の支払われる期日に於ける一般的な年率に於いて支払われます。補助金は毎会計年度の年頭に見直しが行われます(会計年度は4月1日に開始し3月31日に終了します)。

#### 任意による支給

医療検診または同情すべき理由によって英国または採用国/地域に帰還するボランティアは一定の経済的援助が受けられます。ボランティアは英国に帰還した際には病気について保険給付の申請をすることが求められ、当該地域のプログラムアシスタントが社会保険庁に対する申請を援護する書状を用意します。VSOによって証明された同情すべき事由によって英国に帰還するボランティア、または病気による社会保険の給付を得ることが難しいボランティアは所属地域のプログラムアシスタントにご連絡下さい。

医療検診または同情すべき理由によってカナダ若しくはオランダに帰還するボランティアは、VSOの経済的支援の請求または受給し得る国家の給付についてVSOカナダまたはVSOオランダの事務所に問い合わせして下さい。

その他すべての経済的支援についての問い合わせ/請求については、その認可を得るためには海外担当ディレクターに申請する必要があります。

#### 3.4.2.3. 英国以外のボランティア

英国以外のボランティアにはオランダのボランティアを除き英国のボランティアと同一のレートで補助金が支払われます。オランダのボランティアに対しては他の団体と同一の料率を達成するために特別の料率が設定されています。オランダのボランティアは任務の終了時にPSO(オランダの諸ボランティア団体の連合組織)の設定した料率にしたがって補助金が支払われ、その金額は現在のところ月額200蘭ギルダー(DFI)です。但し、31ヶ月を超して延長した任務期間終了時のオランダのボランティアの受け取る補助金は、この料率で計算すると対応する英国の料率で計算したそれより少ないものとなる場合があることから、同等の任務期間に対する英国の料率がオランダのそれより高い場合には、オランダのボランティアに対して英国の料率に基づいて補助金が支払われます。

#### 3.4.2.4. 装備補助金

装備補助金(1996-97年) = £505

英国以外のボランティアは通常の為替レートで換算した現地通貨で支払われます。

## 趣旨

装備補助金は任地に赴任するにあたって必要な物資の購入を補助するものです。装備を購入する前に現地概要案内セットを参考にすることが推奨されます。必要とされる場合にはVSOからマラリヤ予防薬などの基本的常備薬キットが支給されますが、そのような場合には補助金の一部で常備薬キット及び2年分のビタミン剤も購入することが推奨されます。一部の国/地域がVSOの任地の場合には追加的に寒冷地補助金がボランティアに支給されます。

## 受給資格

当該補助金は初めてのボランティア及び前回の任務より12ヶ月以上経過したボランティアに対して支給されます。

前回の任務より12ヶ月以内に再度海外に赴任する再ボランティアに対しては延長者の補助料率に基づいて増強装備補助金が支給されます。増強装備補助金の項を参照下さい。

## 支給方法

赴任が決定され皆さんの証明書類がフィールドオフィスに送達された後、皆さんは装備補助金の給付を請求することが出来るようになります。請求用の記入用紙が概要案内書キットと共に皆さんの手元に送付されますので、これに必要事項を記入し英国内であれば皆さんを配置した担当者宛てに、またカナダであればプログラム担当者宛てに返送し承認を得ることを要します。

## 諸条件

装備補助金の支給の請求用紙には以下に示される通りの諸条件が記載されており、支給にはこれらが適用されます。皆さんがVSOから脱退し、または海外の任務を恒久的に停止する場合には、当該装備補助金を全額返却することに皆さんは合意するものとします。VSOが赴任先を用意出来ないことによって皆さんが海外に赴任しない場合には、任期間中の使用のために皆さんが衣服または装備の購入のために既に為した出費、或はVSOの目的(皆さんの任務の諸条件に示された概要に準拠)のために既に発生した費用は、これを減額相殺することが出来、残額を返済するものとします。

## 増強装備補助金

### 目的

再ボランティアが新たな任地に赴くために再装備出来るようにすること、並びに任期延長者と補助金の水準を等しくすることをその目的としています。

### 受給資格

通常の任期及び短期の再ボランティアが当補助金の対象です。任期の定義を参照のこと。再ボランティアの任期の総計が47ヶ月から48ヶ月未満の場合には、配置担当マネージャーに増強装備補助金の支給対象となるか否かを問い合わせして下さい。

再ボランティアが短期の任務に就く場合に、その任期を足すことによって24ヶ月以上になる場合には、任期延長者を対象とする補助金と同等の補助金の受給資格があります。

### 3.4.2.5. 中間休暇旅行補助金

#### 目的

2年の任期のおよそ中間で、休暇の資金援助を目的として当補助金が支給されます。当補助金には高率のレートと通常のレートの2種類が存在し、また一部の国/地域に於いては特別航空料金及びビザの費用を賄うために追加の補助金が支給されます。これらの諸条件は地域担当プログラムマネージャーとフィールドディレクターとの間で合意決定されています。

#### 受給資格

当補助金は任期の中間が近づいているか、既に達しているボランティアにのみ支給されます。当補助金は当該ボランティアが任期終了まで任務を遂行するとの前提に立って支給されます。従って、例えば任務を13/14ヶ月務めたのみで帰郷せねばならないボランティアには中間休暇旅行補助金の受給資格がありません。

任期を延長したボランティアには、更なる2年間の任期延長毎に、任地に応じた率で更にもう一度の中間休暇旅行補助金の受給資格が与えられます。例えば、更に2年間任期を延長したボランティアには、その延長した任期を全うするという前提に立って任期の3年目と4年目の中間(36>37)に更に中間旅行補助金が支給されます。任期の延長が18ヶ月未満のボランティアには更なる中間休暇補助金の受給資格はありません。

#### 支給方法

中間休暇旅行補助金はフィールドオフィスから自動的に支給されるものではありません。請求することを要します。補助金の支給方法は、現地通貨、銀行振込または指示さ

れた名宛人名義/住所の小切手を選択することが出来ます。一部の事務所では、中間休暇旅行補助金についてはトラベラーズチェックでの支給を受けることも出来ます。中間休暇旅行補助金は、その旨の事前の申請があれば、近隣の事務所で受け取れるように手配することも可能です。

#### 諸条件

中間休暇旅行補助金は適正な現地の為替レートで支払われます。ボランティアは中間休暇旅行補助金の前払いの請求をすることは出来ません。支給にあたってはいずれの貸借金も相殺した後に支給されることとなります。

#### 3.4.2.6. 任期満了時補助金

##### 目的

当補助金の主要な役割は、帰還したボランティアが自らの帰還後の生活のために再び装備を整えることを支援することにあります。同補助金は復帰費用をまかなうことを意図したものではありません。復帰にかかわる費用については、英国及び採用された国/地域に於いては国家が基本的な便宜を提供しています。再装備の必要性は任期の長期化に応じて増大するものとの理解されています。

##### 受給資格

任期の最初の3ヶ月をまっとうしなかったボランティアに対しては、例外的にしか任期満了時補助金は支給されません。かかる措置は海外担当ディレクターとの相談の上地域担当プログラムマネージャーが決定を下します。

前回の任務終了日より3ヶ月以内に通常の任期及び短期で海外に赴任する再ボランティアは、中断期間が無かったものとして任期満了時補助金が支給されます。前回の任務終了日より12ヶ月以内に通常の任期及び短期で海外に赴任する再ボランティアは、任務期間が中断されたものとして任期満了時補助金が支給されます。

オランダのボランティアはPSO(オランダの諸ボランティア団体によって構成される連合組織)の規定に基づき、月額200蘭ギルダー(Df)が任期満了時補助金が支給されます。但し、31ヶ月を超して延長した任務期間終了時のオランダのボランティアの受け取る補助金はこの料率で計算すると、為替レートによっては対応する英国の料率で計算したそれより少ないものとなることから、同等の任務期間に対する英国の料率がオランダのそれより高い場合には、オランダのボランティアに対しても英国の料率に基づいて補助金が支払われます。

##### 支給方法



任期満了時補助金の前借りはフィールドオフィスを通して申請することが出来ますが、当補助金はボランティアの日常経費の予備費であるべきではないことから、常態的に前借りをすることは推奨出来ません。既に務めた任務の期間に応じて受給資格のある任期満了時補助金の総額を超して前借りすることは出来ません。前借りは現地通貨による現金、英ポンド建てによる英国の銀行口座振り込み、或は指定の名義人/住所宛ての小切手、いずれの方法も選択することが出来ます。一部の事務所ではトラベラーズチェックで前借りを受けることも可能です。

最終的な任期満了時補助金は海外への出発日から皆さんが合意した任期満了日までの期間に基づいて計算されます。任期満了時補助金を担保に為した前借金の借越し残額は、当該補助金支給時にすべて減額相殺されます。任期満了時補助金は、通常皆さんが本国/地域に帰還時に支給されます。第6.2項の未払い補助金を参照して下さい。

任期満了時補助金に関する詳細については第6.3項をご参照下さい。

#### 3.4.2.7. 延長者への補助金

##### 目的

任期延長者への補助金の主要な目的は、皆さんが延長期間の開始前に小休止を入れ、任務のために必要な装備をそろえることが出来るようにすることにあります。

##### 受給資格

任期延長者とは(最初の24ヶ月の任期後)同一または異なる国/地域で、同一または異なる業務で、3ヶ月以内の休暇をはさんで任務を継続するボランティアを意味します。6ヶ月以上のすべての任期延長についてのVSOによる合意を得るためにはVSOの指定する医療アドバイザーの健康診断に合格することを要します。

##### 支給方法

任期延長者への補助金は自動的にフィールドオフィスから支給されるものではありません。皆さんからの申請を必要とします。任期延長者への補助金は、任期延長に先立って一括して支給を受けることが出来ます。当補助金は現地通貨による現金、英ポンド建てによる英国の銀行口座振り込み、或は指定の名義人/住所宛ての小切手、いずれの方法も選択することが出来ます。一部の事務所ではトラベラーズチェックで前払いを受けることも可能です。

## 諸条件

任期延長者への補助金は、現在のところ任務の期間、即ち以前の任務期間に延長する期間を加えた期間に基づいて計算されています。延長された任務期間の月数を超えて支給されることはありません。

6ヶ月以上任務を延長することを予定するボランティアは、VSOの指定する医療アドバイザーの健康診断に合格することを要します。任期延長者への補助金は、この医療アドバイザーの健康診断の合格の通知受領を以って支給されます。

皆さんが、受給資格のある任期終了時補助金の内、多額を或は全額を既に受領している場合には、フィールドオフィスは皆さんの任期延長者に対する補助金の支給を全額はしていません。この措置は皆さんが任期満了前に任務から離脱した場合に、VSOが皆さんに既に支給した任期延長者に対する補助金を最終的な任期満了時補助金の支給から控除するための安全策です。

皆さんが、予定した延長期間を満了しない場合で、任期延長者に対する補助金が既に全額支給されている場合には、皆さんの最終的な任期満了時補助金の支給から減額相殺されます。

任期延長者に対する補助金についての表3dをご参照下さい。

### 任期延長者の帰還のための航空券

#### 目的

6ヶ月以上任期を延長したボランティアが家族や友人に会い、必要な場合には再装備するために本国/地域に帰還することが出来るようにすることにその目的があります。

#### 受給資格

6ヶ月以上任期を延長することに合意したボランティアは、任地から本国/地域までの往復航空券(VSOに適用される割引率に於いてVSOが購入した航空券)、または航空券に相当する現金の受給資格を得ます。

任期を延長することによって任期の総計が54ヶ月を超えるボランティアは、2回目の往復航空券または相当額の現金の受給資格を得ます。更にまた、任期を延長することによって任期の総計が78ヶ月を超えるボランティアは、3回目の往復航空券または相当額の現金の受給資格を得ます。

### 任期満了時補助金

3ヶ月未満の任期の短期ボランティアには正規の任期満了時補助金の受給資格がありません。1月につき£50の帰還に伴う費用の一部をまかなうための補助金が支給されます。3ヶ月以上の任期の短期ボランティアには、任務の月数に応じた正規の任期満了時補助金の受給資格があります。

### 任期延長者への補助金

任務期間の総計が24ヶ月に達しない短期ボランティアの延長者には、任期延長者への補助金の受給資格はありません。

### 年金

短期ボランティアについては、VSOは年金の補助金は支払いません。

### 社会保険

VSOは、短期ボランティアの社会保険についての受入側/機関負担金は支払います。

#### 3.4.3. 年金給付/パール年金プラン

受入側/機関の年金または定年退職手当プランに積立金を支払っている場合に、残念ながら、それらのプランは皆さんが海外に滞在する間の支払の継続を許容するようなシステムになってはいません。現在のところ、厚生省の国民年金プランまたはアイルランド公共年金プランに加入しているボランティアについては、2通りの解決方法があります。(より詳細には、本項の最後をご参照下さい。)[「逸失」年金分を補償するための何等かの措置を講じるために、VSOは、パール保険株式会社(Pearl Assurance PLC)との取決めによる特別年金プランを用意しています。皆さんが当該年金プランに加入することを選択される場合には、VSOは皆さんの生涯年金プランに対してプレミアムを支払います。皆さんの年金プランは65歳時(海外出発時に55歳以上のボランティアには出発後10年経過時)に「満期」となり、無税で全額が支払われ、従って皆さんは投資、いわゆる年金受給権の購入によっていくらかの年金収入を得ることが出来ます。

1991年4月1日以前に出発し、AMP VSO年金プランのメンバーとなる事を受諾されたボランティアには、本項の適用はありません。より詳細には、本版より以前の版をご参照になるか、年金プラン事務所にお問い合わせ下さい。

## 支給方法

相当額の現金及び英国でのフライトの予約は旅行部門で、また現地での予約はフィールドオフィスによって行われます。フライトは任務を少なくとも18ヶ月遂行した後、皆さんの当初の使用者の業務の都合の良い時期に請求することが出来ます。

## 諸条件

任期延長者のフライトは6ヶ月以上の任期延長が約定された場合にのみ、予約され、または相当額の現金が支給されます。

任期延長者のフライト相当額の現金は、VSOが皆さんのために購入することが出来る航空券より廉価であり得るような、入手可能な最も廉価な航空券に相当する額が支給されます。

皆さんが最低6ヶ月の延長期間の任務を遂行しない場合には、フライトに要したの全費用は最終任期満了時補助金から減額相殺されます。

## 48ヶ月を超す任期延長

48ヶ月を超す全ての任期延長には、地域担当のプログラムマネージャーの承認を必要とします。

## 3.4.2.8. 任期が短期のボランティアへの支給条件

### 装備補助金

6ヶ月未満の任期の短期のボランティアは、£252.5またはフル装備補助金の1/2の額の補助金を受ける資格を有します。6ヶ月以上12ヶ月未満の任期の短期のボランティアは、£379またはフル装備補助金の75%の額の補助金を受ける資格を有します。12ヶ月以上の任期の短期のボランティアは、£505.00またはフル装備補助金の100%の額の補助金を受ける資格を有します。

### 中間休暇補助金

18ヶ月未満の任期の短期ボランティアには中間休暇補助金の受給資格がありません。18ヶ月以上の任期の短期ボランティアには、赴任国に適切なレートの間接休暇補助金の受給資格があります。

派遣国	回 答	支給額(US\$/M)
タンザニア	<p>①同僚との生活のなかで、質素な標準の生活を保証するために、プログラムオフィサーかボランティア委員会にて年一回生活費調査が行われる。年2回見直しが行われる。報酬見直しの7月と新VSO財政年の3月。</p> <p>②頻度は年2回。過去3年間の増加は約22%。</p> <p>③受入側はボランティアのために無料の住居を提供する。VSOは家庭用品を買うために補助金(約70,000TShs)を1回支給する。VSOは炊事道具、冷蔵庫、水濾過機、圧力鍋等のような物品を提供する。</p> <p>④③を参照。薬等は支給されるか立替払いされる。全医療経費は保証されている(医者に係るための旅費を含む)。またあるボランティアは業務上必要であればオートバイを貸与される。</p>	<p>生活手当： VSO負担分 82\$('94) 98\$('95) 110\$('96) 受入国負担分 31\$('94) 43\$('95) 62\$('96)</p>
ザンビア	回答なし	
ジンバブエ	<p>①ジンバブエでのVSOのプログラムは純粋に同国の教育・スポーツ・文化省が不足している分野に高等教育の教師を派遣するもので、歴史的経緯からVSOの生活手当支給額は同国の中学校教師の給与と同等のものでされた。当時は全教師は地方部の公立中学校に勤務したので、同国の教育省から支給を受けていた。その後ジンバブエでのVSOプログラムは主として次の3セクターに分化した：コミュニティ育成、事業育成、職業訓練教育。しかし、依然として生活手当支給額を教育省の管轄下で勤務する高等教育のそれと同水準に設定している。現在、ボランティアは都市勤務と地方勤務の双方があり、VSOでは都市勤務の場合には交通費、その他光熱費、電話代等を補助するために500Z\$ (US\$58)を支給している。教育省管轄下で勤務しているボランティアには同省より生活費が支払われており、その他は受入機関が負担可能な場合は、受入機関と生活費支給をもらうための交渉を行う。受入側が負担能力がない場合は、VSOが生活費の一部または全額を支給する(ボランティアがある機関で勤務しUS200\$しか得られない場合、VSOが都市/地方で本来適用される支給額との差額を支給する)。</p> <p>②手当額を同国の教育省の給与額に合わせているので、どんな頻度で見直すかはVSOが直接関与することはない。但し、教育省は通常、政府が調べる生活物価指数と同水準の給与引上げを年1回実施しているという一般傾向がある。本年、VSOは状況見直しをしている最中ですが増額率は26%程度になると思われる。教育省の教師に対する支給額の決定が明らかになった後、教育以外の全ボランティアへの支給額をその受入機関と交渉する。また、VSOが支給しているボランティアには教育省の決定に従った引上げをしている。</p> <p>③受入機関が可能な限り適切な住居を提供する。受入機関が住居の提供が不可能な場合には、VSOはボランティアが得ることができる家賃について受入側と交渉する。これまでのところ、地方では住居提供に問題ないが、都市では住居提供は非常に難しい。場合により受入側はボランティアの住居のために必要最低限の支給を提案するが、ハラレ、ブラワヨ、ムクレ、グウェル等の場合はよくそうでないことがあり、その場合はVSOが現行規定で最高1,500Z\$ (US\$176)まで負担している。この額はボランティアがこれらの都市で質素な住居に住むのに十分である。また、住居を共同で借りていることもある。従い、VSOは状況に応じて0~100%の住居費を支給している。</p> <p>④任期中間旅行手当：2年の任期の中間頃に休暇費用を補助するために支給される(現行規定では1回限り262£)。 任期満了手当：この手当は帰還補助の目的で支給される。現行規定では1,436£だが、これは任期期間に渡り一定の月次料金が加算される方式となっており、12カ月では720£となる。</p> <p>VSO行事のための費用：VSOは種々の行事のための交通費(バス)、宿泊費(1泊最高US\$30)及び必要経費(US\$40/日)を支給する。行事とは、研修会、地域会議、国内総会、事務所認定その他の行事など。また医師により通常の任地/業務に復帰すべきでない旨、宣告を受けたボランティアについての上京費も負担している。その性格上、都市で病気により離脱するボランティアには適用されない。</p> <p>医療費：受入側はボランティアに対し何らかの医療保険、通常CIMAS/PSMACの基本パッケージの保険料を負担することを求められる。生活手当と同様に受入側の財政状態によってはVSOがこの費用も負担せねばならないこともある。医療保険会社の裁定によりボランティアの受給できる額では不足の場合があるが、歯科治療を除き医療費の不足分をVSOが負担することを約束している。歯科治療は費用負担につき本部の事前承認が必要。</p>	<p>通常生活費は 受入機関負担 141\$('94) 176/241\$('95) 255/314\$('96) 通常住居費は VSO負担 94\$('94) 117\$('95) 176\$('96)</p>

(VS0)

派遣国	回 答	支給額(US\$/M)
セントルシア	<p>①通常、受入国の地方職員給与額に従う事としている。またセントルシアの住居費、生活費の調査結果を本部へ報告している。基本的に受入国が生活費と住居費の両方を提供するものとしている。</p> <p>②受入国の給与ベースアップによる。</p> <p>③受入国政府が全ての生活費、住居費を提供する。</p> <p>④救急セットのみ。</p>	<p>生活手当： 受入国全額負担</p> <p>740\$ ('94) 833\$ ('95) 833\$ ('96)</p>
フィジー	<p>①支給額はプログラム設定時に公共機関と協議し設定。フィジーについては30年以上前に設定した。また支給額はインフレ率及び公務員給与の更改等に連動して増額されている。基本支給額は専門職の公務員の平均的給与水準であり住居が提供される場合には、この額から住居費相当分が差し引かれる。</p> <p>②①の通り。見直しはPSCにより行われる。前回の見直しは1994年に実施。</p> <p>③政府に雇用されているボランティアは政府の居住区に個室が供与されており、1つの住居に共同で居住しているのが一般的です。NGOに勤務するボランティアの場合にはNGOが住居を提供している。</p> <p>④出発前に装備費として505 米、着任時に家庭用品費用としてUS100\$を供与。US300\$を1年経過時に休暇費用の補助金として供与。「任務終了一時金」が海外任務終了時に供与される。同一時金は海外任務の長さに応じて増額される。 *ボランティアは政府医療サービスにより医療費及び緊急時避難の費用の給付を受けることができる。 *避妊具/措置及び一定の医療用品については還付を受けることができる。</p>	<p>生活手当： 受入国全額負担</p> <p>337\$ ('94) 337\$ ('95) 484\$ ('96)</p>
ソロモン諸島	<p>①本来、生活手当支給額は公共サービス料金の水準に連動しており、毎年見直しが図られている。公共サービスが料金の見直しを実施しなかった場合、VS0は生活手当の上昇を勘案し支給額を独自に増額することもある(1994年12月のケース)。</p> <p>②見直しは毎年実施すべきだが、実際には2年に1度実施している。現在のところ見直し(及び増額)については、大まかにだ。</p> <p>③受入国が(現地の雇用者を通して)が住居及び光熱費を提供している。</p> <p>④医療セットを支給し、救急セット、基本処置用品その他を必要に応じ補充している。着任時の家庭用品購入のために生活開始一時金(\$500SBD=US142\$)が、そして任期半ばに休暇補助金(\$1,500SBD=US429\$)が支給される。</p>	<p>生活手当： 受入国全額負担</p> <p>248\$ ('94) 272\$ ('95) 272\$ ('96) (但し、負担できない場合を除く)</p>
ヴァヌアツ	在外事務所なし、回答なし、	
ブルガリア	在外事務所なし、回答なし、	

VSOの1996/97年度月額ボランティア手当

派遣国	生活手当 現地通貨額	USドル 換算値	1996/97年度 手当改訂時期	改訂後の手当額 (現地通貨額)	USドル 換算値
モンゴル	Tug78,500	161			
カンボディア	US\$300	300			
中国	Y1,200	145			
ラオス	US\$275	282			
フィリピン、マニラ、セブ	Peso8,200	328	1996年4月		
フィリピン、その他	Peso7,400	295			
タイ	Bh6,000	248			
ベトナム	Dong3,025,000	299	1996年中旬		
ベリーズ	B\$1,194	621			
カリブ海	EC\$2,175	829		EC\$2,251	858
ギアナ	GY\$25,000	187	1996年4月1日		
インドネシア	RP390,000	179	1996年10月	RP429,000	197
フィジー	Fiji\$644	484			
キリバス	A\$404	521			
トンガ	TOP\$396	347			
ツバル	A\$404	329			
ヴァツツ、首都	Vatu76,152	729			
ヴァツツ、その他	Vatu71,190	683			
PNG	K545	436			
ソロモン	SBD959.70	299	1996年4月		
エジプト	LE500	155	1996年4月	LE535	166
エリトリア	Birr630	104	1996年初期	Birr830	137
ケニア	Ksh13,200	248	1996年9月		
タンザニア	Tsh93,500	161	1996年9月	Tsh102,000	161
ウガンダ	Us256,000	286	1996年7月		
バングラデシュ	TK6,800	179			
ブータン	Ng4,500	145			
インド	Rs7,000	129	1996年6月		
モルディブ	Mrf3,270	303	1996年10月	Mrf3,423	318
ネパール	Rs7,000	132	1996年4月	RS7,740	145
パキスタン	Rs5,388	165	1996年4月1日	Rs5,926	181
スリ・ランカ	Rs7,944	158	1996年4月1日	Rs8,500	169
マラウイ	Kwacha2,300	158			
モザンビーク	Met3,500,000	121	(US\$100)		
ナミビア	N\$1,500	432			
南アフリカ	SA Rand3,000	835	1996年9月		
ザンビア	Kwacha223,000	246	1996年4月	Kw234,500	
ジンバブエ、地方	ZIM\$2,000	224	1996年7月		
ジンバブエ、都市	ZIM\$2,500	281	1996年7月		
ガンビア	D1,766	194			
ガーナ	C240,000	168	1997年1月1日		
ギニアビサウ	PG5,045,000	240	月毎		
ナイジェリア	N7400	95	1996年1月1日	N8,000	102
セントルシア	EC\$2250	833	1996年5月15日		

英国VSOの派遣状況  
(1995年3月31日)

派遣国	派遣人数	派遣国	派遣人数
エジプト	13	ウガンダ	52
ガンビア	37	ケニア	123
ギニアビサウ	14	タンザニア	129
ガーナ	66	マラウイ	79
ナイジェリア	64	ザンビア	54
エリトリア	38	ジンバブエ	77
南アフリカ	6	ナミビア	76
		合計	828
モンゴル	22	ブータン	12
中華人民共和国	157	ネパール	58
ヴェトナム	15	バングラデシュ	22
ラオス	3	インド	7
カンボジア	30	パキスタン	8
タイ	37	スリ・ランカ	32
フィリピン	24	モルディブ	23
インドネシア	64		
		合計	514
ギアナ	36	モンツェラット島	1
ベリーズ	25	ドミニカ	5
アンギラ島	3	セントルシア	20
セントクリストファー・ネイビス	10	セントヴィンセント	7
アンティグア島	4	グレナダ	5
		合計	116
P. N. G.	70	ヴァヌアツ	8
キリバス	10	フィージー	8
ソロモン諸島	32	トンガ	9
ツバル	2		
		合計	139



派遣国	派遣数	派遣国	派遣数
ロシア	4	スロヴァキア	9
エストニア	2	ハンガリー	19
ラトヴィア	5	ルーマニア	9
リトアニア	1	ブルガリア	15
ポーランド	20	マケドニア	5
チェコ共和国	15	アルバニア	5
		合計	109

- \*総計：1706名
- \*アフリカ地域：14カ国／828名(48.5%)
- \*アジア地域：15カ国／514名(30.1%)
- \*中南米地域：10カ国／116名(6.8%)
- \*大洋州地域：7カ国／139名(8.2%)
- \*旧東欧地域：12カ国／109名(6.4%)

(注) VSO Annual Report 1995 データより

この資料はJICA フィリピン事務所より入手送付（部分）された、VSO フィリピン・ハンドブックを訳したもので、VSO の生活手当以外の支援経費等について記載されている。

## F. プロジェクト・サポート

### F.1 VSO からのプロジェクト資金供与

一覧表に記載されているすべての財源に付いて適用される諸条件。その他の条件が要求される場合には、対応する基金の冒頭に記載されている：

- \*申請は、所属する当該ボランティアの承認を得て、その雇用者により為されることを要する。(SSIF 無償供与はコミュニティ・プロジェクトを対象とすることも可能。以下の注意書きを参照のこと)。
- \*当該雇用者に雇用されて6ヶ月未満のボランティアは申請を承認することは出来ない。
- \*提案書は、無償供与の使用目的、受益者、及びその方法を明記することを要し、また当該無償供与が使用された後の利益の実効性を論証することを必要とする。
- \*詳細な予算見積りが提案書に添付されることが必要。
- \*認可された金額の支出と会計処理には領収書を必ず得ることを要し、供与の承認の際に設定された一定期間内に完了報告書が提出されねばならない。この期間は通常4月1日から翌年3月31日までの同一会計年度内に為されることとなっている。しかしながら、プロジェクトが特定のタイミングを要求する場合には、調整することが出来る。
- \*すべての財源についての申請は、フィールド・オフィスを経由するものとし、プログラム・ディレクターの承認を得るべきものとする。申請用紙は要請に応じて交付される。

セントラル・プロジェクト基金 (CPF-PC03)

- 目的：** ボランティアの雇用者から、当該雇用関係を開始出来る様にするため、または継続するため、及び他のボランティアの助けを借りることなく当該雇用者が当該プロジェクトを遂行する能力を強化するための経済的援助の要請に応えるためのもの。提案は、従って、雇用者の活動、及び当該ボランティアによって遂行されている業務と密接な関連を有することを要し、通常重要なトレーニング要素を含んでいることべきものとされている。無償供与がボランティアの配属を支援するものであることから、当該無償供与は当該ボランティアが任務を離れる前に使用されるべきものと見做されている。ボランティアのフィリピンからの離任時に未だ使用されていない何等かの資金が存在する場合には、それらはVSOに返却されるべきものとされる。
- 管轄：** この目的のための資金はVSO ロンドンから振り出され、プログラム・ディレクターの勧告によりプロジェクト・ファンディング・コミティーによって承認されることを要する。この資金については競合が生じるが、殊に会計年度(4月-3月)末に近付くと尚更である。従って、皆さんの提案書は年度の最初の6ヶ月以内に準備されることが推奨される。コミティーは四半期毎に開催される。
- 金額：** 大型プロジェクトの場合には、1,000英ポンドから10,000英ポンドまで(40,000ペセタから400,000ペセタ(為替レート：1ポンド=40ペセタ))。
- 申請：** これらの額は重要な投資額となることから、正式の申請に先立って雇用者はフィールド・オフィスと詳細にわたって協議することが大切となる。
- 決定基準：** 提案書は、当該資金に規定される目的に合致していることを要するが、提案書の検討にあたっては、コミティーは、プロジェクトの遂行の実現可能性の観点から、プロジェクトが完成されるかについての確証性、及び如何にして利益が分配され、または利益にあずかることが出来るかを慎重に検討することとなる。
- 例：** 苗木畑の建設/設立；養魚・家畜繁殖施設；トレーニング・ルーム；共同生産のための原資、集配、需要の査定、基礎データ、調査を遂行するためのコミュニティ・グループの研修等の研究の回転資金；現時点での評価鑑定を遂行するための各種グループの研修；大型装備、出版機械；展示会、演劇、映画及びトレーニング等の地域活動等

プロジェクト・サポート基金(PSF-PC02)

- 目的： その他の方法では資金調達出来ない、ボランティアの任務に関連する開発活動を、ボランティアの雇用者が遂行出来る様にするために彼等に必要最小限の資金を提供することにある。
- 管轄： 当ファンドは、フィールド・オフィスによって全面的に管轄されており、フィールド・オフィスの予算の一部となっている。このことから、会計年度末に於いて配分されていないファンドは我々の予算から回収され、翌年度以降に繰り越すことは出来ない。
- 金額： 15,000 ペセタ以下の無償供与が通常裁可される水準である。この水準にあつては、フィールド・オフィスは、例えば本年度の予算規模であれば、年間およそ6件の無償供与を為すことが出来る。これより大きな額の無償供与は、年初の四半期に消化される予算が少ない等、資金に余裕がある場合には裁可されることがある。
- 申請： 提案書はフィールド・オフィスに送られるものとされるが、申請が為される旨の事前の通知は、私共がどのようなファンドが必要となるであろうかを認識することを可能とし、助けとなる。提案は、フィールド・スタッフの訪問の際に、または書面にて提案の準備期間中にフィールド・オフィスと相談することは、必要な場合に支援またはアドバイスをフィールド・オフィスが提供することを可能とするため、同様に推奨される。
- 決定基準： フィールド・オフィスは、セントラル・プロジェクト・ファンドと同様の決定基準にしたがうものとされるが、承認毎の金額が小さくなるに従い、より柔軟に対処される可能性が高くなっていると言える。いずれにせよ良い提案書が必要となることに変わりはないが、セントラル・プロジェクト基金より対象の規模は小さいものとなる。
- 例： 資料の制作/翻訳、装備等のトレーニング関連；より大型のプロジェクトの補助；技術試験、需要分析等のパイロット/試験的プロジェクト；小規模の場合には、以上について多くの例が挙げられる、例えば、調査及び評価；コミュニティの生産組織の創業資金；管理業務情報システム等。

小規模イニシアチブ基金 (SSIF-PC01)

- 目的： 当基金は、ボランティアの雇用者、またはボランティアが居住するコミュニティの地域開発についてのイニシアチブをサポートすることを意図したものである。
- 管轄： 当基金は、フィールド・オフィスによって全面的に管轄されている。設定されている予算と言うものは存在しないが、ボランティア1名当り年額として規定される限度内に於いて、すべてのフィールド・オフィスによって承認された要請に対しては、VSO ロンドンが資金を供与している。
- 金額： 現行の限度額は、ボランティア1名に付き100ポンド(4,000ペセタ)です。同限度額は年額であり、従って、総計が当該限度額を超さない範囲内に於いては、1年間に2件以上の無償供与が実施されることが可能。
- 申請： 当基金についての申請様式は非常にシンプルであり、プロジェクト/購入の詳細、受益者及び利益あるいは遂行中の開発またはコミュニティ活動への貢献についての実現方法、並びに費用明細を明記するだけで十分とされている。コミュニティの代表または雇用者は、ボランティアの同意を添えて申請を為すことを要する。
- 決定基準： 当基金の特別の決定基準は求められないが、地域コミュニティに利益をもたらすことが達成可能な活動の支援となるものを認可すべきものとしている。
- 例： 装備、工具類、資材、書籍；コミュニティの交換訪問/上演；トレーニング；出版。
- 注： 同一の名称で、ボランティア・コミティーによって管轄されている小規模プロジェクト基金が存在します。同基金は、ボランティアを介して、彼等の母国から集められ、または寄付された基金を活用することを可能とするために設立されたものである。我々もまた、同コミティーの運営費の一部を支援してはおりますが、フィールド・オフィスまたはフィールド・オフィスの基金とは何等の関係も存在しません。決定基準及び申請方法についてはコミティーのメンバーに御連絡下さい。

### ボランティアによる出張技術指導 (VTAV)

これらの出張の目的は、ボランティアの専門的スキル及び経験をより広く伝授することを目的とし、また同時に経験及び職務遂行の満足度を高めることにある。VTAVは、基本的には経験及び知識を交換するために、同様の職務を有する機関相互の交換訪問です。VTAVについては、皆さんの雇用者の下で一定の期間勤務した後に、皆さんの雇用者と協議することが出来る。

### プログラム資金供与

(別名：全額資金供与)

これらの基金は、単独のNGO、あるいは1件単位のプロジェクトを対象としては供与されることはない。フィールド・オフィスを介して発議され、VSO ロンドンによるEU等の大口寄付者との協議によってアレンジされる大型の資金供与である。これらは、通常、資金供与期間を3～4年として計画されるプログラムに於ける一連のプロジェクトまたは諸雇用者をまとめて対象とするものです。一例としては、諸パートナーに対する小規模プロジェクト資金供与を含む「女性の職業上の差別撤廃と開発」(ISWID)が挙げらる。

### F.2 非VSOの基金

大使館、財団、及び海外の資金供与機関等、様々なプロジェクトの資金源及びプログラム資金供与の資金源が存在するが、以下の知識を得ることが重要となる：

- \* 優先順位の高いプログラム、プロジェクト、分野、案件等。海外の資金供与機関はすべてのタイプのプロジェクト、分野及び案件について資金供与するものではありません。彼等には、優先すべき分野及び案件、並びにプロジェクト及びプログラムが存在します。
- \* 受け付けコミッティーとの協議。受け付けコミッティー(異なる名称を有することは当然予想される!)がすべてのプロジェクトの提案書を検討する。皆さんが提案書を良いタイミングで提出することを可能とするために、その様なコミッティーがいつ会議を行うのかを知ることが重要です。
- \* プロジェクトの提案書の要領。提案書は大きく分けて以下の2つの部分から成る様にすべきです：プログラムまたはプロジェクトのプラン(目的、指標、方法及びアプローチ論、計画日程表、プロジェクト管理、等)、並びに必要とされる予算規模。私共は、提案書の要領について皆さんが申請しようとする機関に問い合わせることを推奨します。そうすることによって、皆さんは当該機関が必要とする情報を提案書に盛り込むことが出来るのです。

## 韓国・K O Vの海外手当





## K O V 資 料

- (1) K O V 資料-1 : 韓国・K O V の海外手当 (本部回答)
- (2) K O V 資料-2 : 韓国・K O V の海外手当 (在外事務所回答)
- (3) K O V 資料-3 : 韓国・K O V の海外手当 (1) (本部より入手)
- (4) K O V 資料-4 : 韓国・K O V の海外手当 (2) (モンゴルより入手)
- (5) K O V 資料-5 : 韓国・K O V の派遣状況
- (6) K O V 資料-6 : 韓国海外奉仕団 (K O V) について

## 韓国KOVの海外手当

生活手当に関し、各ボランティア機関の本部に次の内容の質問を実施した。

- ①新規派遣国の手当額設定の基本的考え及びその算定基準について。
- ②手当額改定の基本的考え、算定基準、改定方法、時期について。
- ③派遣期間中の国内での継続支給手当（積立金等）の有無、及びその目的と額について。
- ④隊員支援経費の支給、申請、査定について。

### <回答のまとめ>

上記質問に対する本部からの回答は残念ながら得られなかった。

JICA/JOCV在外事務所を通してのKOV派遣国在外事務所に調査を行った結果では、

- ①手当額の設定、改定は受入国の物価、生活環境を考慮しKOICA本部にて実施される。 Bangladesh の調査では、海外勤務の第7級の韓国政府職員の滞在費の20%相当とある。
- ②年1回の調査を行い、物価指数等を考慮しKOICA本部で決定する。変更幅は国により異なる。
- ③国内積立金（モンゴル調査ではUS375\$/月）がある。用途は帰国後の復帰用と推察される。
- ④ Bangladesh の調査では小規模プロジェクト用経費（KOICAの承認が必要）、小型機材用経費（各ボランティアに年間US400\$）が組まれている。

韓国 KOVの海外手当  
(在外事務所回答)

生活手当に関し、次の質問内容に対する当該ボランティア機関在外事務所の回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
②見直しの頻度と増減額の幅について。  
③住居手当に関する現状の考え方について。  
④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

派遣国	回 答	支給額(US\$/M)
バングラデシュ	<p>①生活費支給額の設定及び見直しはKOICA本部の責任の下で実施される。受入国の在外事務所はその実施を本部に要請することができる。その基本方針は次のとおり、 —海外勤務の第7級の韓国政府職員の滞在費の20%相当(1996年7月以降)。 —赴任国の物価指数。 ②KOICA本部が毎年見直し幅を決定。平均増額幅は①に示される項目についての評価に従い設定。 ③受入側が提供できない場合にはKOICAが全ての住居費を提供する。 ④①小規模プロジェクト： ボランティア活動を支援するための小規模プロジェクトの費用及び装備はボランティアからの要請の都度、KOICA本部の承認を経て提供される。20名以下のボランティアが活動している国の小規模プロジェクトに対する年間の予算はUS10,000\$で、20名以上のボランティアが活動している国の場合はUS20,000\$。 ⑤小型機材： 小型機材費用として年間US400\$がボランティアに提供される。機材は韓国より送付することも現地調達も許可される。 ⑥医薬品： 医薬品はボランティアの健康維持を支援する目的で、ボランティアからの要請に応じて提供される。KOICAはボランティアのために救急医薬品類をKOVの事務所に常備している。</p>	<p>生活手当： 270\$('94) 290\$('95) 446\$('96) 住居手当： 40\$('94) 60\$('95) 100\$('96) 受入国の負担はなし</p>
中国	回答なし	
インドネシア	回答なし	
モルディブ	<p>①生活手当を含むボランティア手当の全ての設定方針は受入国の物価と生活環境を考慮しKOICAソウル事務所にて決定される。 ②一般的に年間約20%の増加となっている。 ③モルディブの場合、同意により、受入国がボランティアの住居を提供する。 ④その他の支援と手当 a) 活動補助：年1回、生活手当の200% b) 着後手当：1回のみ、生活手当の100% c) 国内積立金：韓国にて月額US375\$積立 d) 機材費：一人当たり年間US400\$ e) 医薬品：年2回 f) 保険</p>	<p>生活手当： 270\$('95) 290\$('96) 479\$('96) 住居手当： 65~90\$('95) 65~90\$('95) 120-150\$('96)</p>
フィリピン	<p>①民衆の標準生活を保てる生計レベル。 ②通常1年1回の見直しを行う。今年は総体的に12%の増加。 ③KOVは住居経費を提供している。あるボランティアの活動地では住居設備を提供している。 ④ボランティアの活動している施設による。</p>	<p>生活手当： 330\$('95) 349\$('96) 住居手当： ? : 90\$('95) 都市：65\$('95) ? : 135\$('96) 都市：75\$('96)</p>
タイ	<p>現地KOICA所長・担当(全員)交替により回答得られず。 住居手当：KOV負担、20-40\$('94) 受入国負担、100-140\$('94) 20-40\$('95) 100-140\$('95) 30-60\$('96) 140-180\$('96)</p>	<p>生活手当： 310\$('94) 340\$('95) 342\$('96) 受入側の生活手当負担は無し</p>
グアテマラ	回答なし	

(KOV)

派遣国	回 答	支給額(US\$/M)
フィリピン	KOVは基本的にはJOVCVの海外手当を参考にしているが、全てはソウルのKOICA本部が決めているうえ、まだ着任間もないので今回の質問に回答できない。	生活手当： 440\$('96) 住居手当： 約70\$('96)
ケニア	回答なし	
モザンビーク	回答なし	
ドミニカ共和国	①受入国の物価上昇により考慮する。 ②年1回。平均増加は10%。 ③KOICAが全住居手当を提供している。受入国は何も提供しない。 ④雑誌あるいは専門誌、医療用品、要求あれば業務関連用品を提供している。また、半年に毎に健康診断を行っている。	生活手当： 350\$('96) 住居手当： 150\$('96)
パラグアイ	①ボランティアの生活手当は韓国外交官の5番目か7番目に設定されている。また、1カ月分の生活手当額が賞与として年2回(第2、第4四半期)支給される。 ②毎年見直しが行われる。今年のパラグアイの平均増加率は15.1%～15.7%である。 ③住居手当は全額KOICAより支給される。 ④救急キットのみ支給。	生活手当： 320\$('95) 370\$('96) 住居手当： 200\$('95) 200\$('96)
ペルー	回答なし	

韓国KOVの海外手当(1)  
(1996年7月、KOV本部より資料入手)

\*生活手当(Living Allowance)

(単位:米ドル/月)

派遣国	支給額	派遣国	支給額
バングラデシュ	* 290	ケニア	* 400
ブータン	330	マラウイ	320
中華人民共和国	* 330	マレーシア	370
インドネシア	* 340	ルワンダ	490
ニジェール	490	セネガル	* 470
モルディブ	340	タンザニア	480
モンゴル	* 290	ボリヴィア	* 390
ネパール	* 290	コロンビア	330
フィリピン	* 330	コスタ・リカ	370
スリ・ランカ	* 290	ドミニカ共和国	* 330
タイ	* 340	ホンデュラス	390
ヴェトナム	* 290	パラグアイ	* 320
ヨルダン	550	ペルー	* 330
モロッコ	380	フィジー	* 400
シリア	480	バブア・ニュー・ギニア	* 500
テュニジア	* 440	トンガ	350
エチオピア	* 410	西サモア	360
ガーナ	400	ソロモン諸島	390
ヴァヌアツ	490	リベリア	450
イエメン	330	カザフスタン	* 430
ウズベキスタン	* 430	ミャンマー	360
グアテマラ	370	スリナム	330
カメルーン	*	ウガンダ	

平均支給額 : KOV (\$382), JOCV (\$418)

注) 1. \*印は隊員派遣国を表す。

韓国KOVの海外手当(2)  
(モンゴル事務所より資料入手)

(単位:米ドル/月)

派遣国	生活手当	住居手当
インドネシア	390	100~150
フィリピン	349	75~135
スリ・ランカ	392	45~120
ネパール	290	45~60
タイ	342	35~60
モンゴル	479	120~150
バングラデシュ	446	45~60
中国	397	150~200
ヴェトナム	466	150
フィジー	400	150
バブア・ニュー・ギニア	500	155~200
ウズベキスタン	430	150~200
カザフスタン	430	150~200
チュニジア	440	150
パラグアイ	370	200
ドミニカ共和国	355	110~150
ペルー	419	150~200
ボリヴィア	446	180~200
エチオピア	473	150~200
カメルーン	459	200
ケニア	400	100~125
セネガル	470	225

注) 1996年7月にKOV本部より入手した海外手当データと比べ既に支給額が変更されている。

韓国KOVの派遣状況

項目 派遣国	派遣総数			派遣中人数		
	総数	男性	女性	合計	男性	女性
総計	479	274	205	284	168	116
バングラデシュ	29	6	23	22	4	18
ボリヴィア	3	--	3	3	--	3
カメルーン	3	3	--	3	3	--
中華人民共和国	25	24	1	24	23	1
ドミニカ共和国	5	--	5	5	--	5
エチオピア	7	5	2	7	5	2
フィジー	31	9	22	13	2	11
ガーナ	2	2	--	2	2	--
グアテマラ	1	1	--	1	1	--
インドネシア	52	39	13	27	25	2
カザフスタン	14	14	--	14	14	--
ケニア	2	2	--	2	2	--
モンゴル	26	20	6	12	10	2
ネパール	46	14	32	17	2	15
バブア・ニュー・ギニア	23	23	--	8	8	--
パラグアイ	6	6	--	6	6	--
ペルー	4	1	3	4	1	3
フィリピン	38	28	10	15	14	1
セネガル	5	5	--	5	5	--
スリ・ランカ	53	20	33	19	2	17
タンザニア	2	2	--	2	2	--
タイ	53	25	28	28	15	13
チュニジア	2	2	--	2	2	--
ウガンダ	1	1	--	1	1	--
ウズベキスタン	19	--	19	19	--	19
ヴェトナム	27	22	5	23	19	4

<地域別データ(派遣中)>

- ①アジア：9カ国/187名(65.9%)
- ②アフリカ：7カ国/22名(7.7%)
- ③中近東地域：1カ国/2名(0.7%)
- ④中南米：5カ国/19名(6.7%)
- ⑤大洋州：2カ国/21名(7.4%)
- ⑥東欧・中央アジア地区：2カ国/33名(11.6%)

## 韓国海外奉仕団 (KOV) について

### 1. KOVの目的

- \* 人間生活と福祉の質の向上のために世界に展開しその一端を担う。
- \* 韓国発展の経験をボランティアの多様な活動にて途上国と共有する。
- \* 平和と成功のための国際協力の新しい考え方に貢献する。
- \* 途上国の社会経済開発に、韓国青年の活動を提供する。

### 2. 共有と尊重

KOV事業は「共有と尊重」の精神の基で推進されている。

- ・ ボランティアの技術と経験を受入国の人々と共有する。
- ・ ボランティアは受入国の文化、歴史、生活様式を尊重する。

### 3. 歴史背景

- \* 1989年4月に韓国青年奉仕団 (KYV) 事業が韓国政府よりもたらされ、実行機関として教育賞のもとでUNESCOのための韓国国際委員会が計画された。
- \* 1990年9月、4カ月の事前訓練の後にKYVの初代隊員として44名が4カ国、インドネシア、スリランカ、ネパール、フィリピン、に派遣された。
- \* 1991年4月、事業はよりシステム的な事業とするためにKOICAに移管された。1991年9月、KYVの2代隊員として37名が新規受入国としてタイ、フィジー、PNGを含む7カ国へ派遣された。
- \* 1992年の3代隊員から1995年の6代隊員まで合計218名のKOVボランティアが新規受入国としてモンゴル、バングラデシュ、中国、ヴェトナム、ウズベキスタン、エチオピア、パラグアイ、カメルーン、ケニア、タンザニア、グアテマラ、カザフスタンを含む19カ国に派遣された。
- \* 1995年から公式名称がKYVからKOVに変更となる。
- \* 1996年4月、KOV7代隊員として131名派遣され、初代から4代までの191名が活動期間を終了し帰国する。
- \* 結果として480名が派遣され、26カ国で289名が活動中である。



#### 4. 事業の概要

##### (1) 資格

- \* 年齢は20～59才まで（平均年齢27）
- \* 経験と技術力が任地で強く求められる。
- \* ボランティア精神が必要である。

##### (2) 派遣期間

- \* 通常2年間。また受入国が韓国大使館を通じKOICAに要請があれば1年の延長ができる。

##### (3) 手当と補助

- \* 旅行及び生活費、医療費、保険がある。  
(月額生活手当では290～500\$で受入国によってことなる)
- \* 帰国ボランティアのためにKOICAは復帰補助を提供する。  
(支給額は375\$×派遣月数)

##### (4) 活動職種（部門）

- \* 技術・技能      \* 教育      \* 農業・漁業      \* 開発普及      \* 保険・医療
- \* 青少年活動・スポーツ

##### (5) 訓練

- \* 派遣前訓練
- \* 任国内訓練：赴任前に3か月間

##### (6) 派遣工程

- \* 募集：年1回、1月～3月の間
- \* 選考：書類審査、筆記・口述試験、面接。（平均競争率：10人に1人）



## ドイツ・DEDの海外手当



## DED資料

- (1) DED資料-1: ドイツ・DEDの海外手当(本部回答)
- (2) DED資料-2: ドイツ・DEDの海外手当一覧
- (3) DED資料-3: ドイツ・DEDの海外手当(在外事務所回答)

## ドイツ・DEDの海外手当

生活手当に関し、各ボランティア機関の本部に次の内容の質問を実施した。

- ①新規派遣国の手当額設定の基本的考え及びその算定基準について。
- ②手当額改定の基本的考え、算定基準、改定方法、時期について。
- ③派遣期間中の国内での継続支給手当（積立金等）の有無、及びその目的と額について。
- ④隊員支援経費の支給、申請、査定について。

### <回答のまとめ>

上記質問に対する本部からの回答は次のとおりである。

- ①基本的考えは、質素な生活と基本的要求の満足を保証することです。手当はそれぞれの国の有用な商品と考慮しドイツ政府の統計局により算出されます。しかし、ボランティアの切り詰められた基本的要求とするために、DEDで調整されます。
- ②海外手当はインフレ率と価格変化を基に年3回見直されます。各見直しに2週間は必要。
- ③全手当は国内支払（ボランティアのドイツ国内口座に振り込まれる。つまりボランティアはドイツに口座を持たなければならない）。手当は基本額1,495 DM (US972\$) に有用商品の国による違いを補償した購買力をプラスして構成します。（別添1を参照）
- ④予算はボランティアの活動を支援するために平均5,000 DM (US3,250\$) が各ボランティアに準備される。この必要予算はDED本部により提出承認され一般予算に含まれる。

以上の回答と共にJICA/JOCV在外事務所にて調査した結果を追加すると。

- ①それぞれの国別に基本額が設定され、この基本価格に各国別の購買力補償値を加算した額が生活手当として支給されている。購買力補償値による加算額は基本額の20~30%となっている。
- ②増減額の幅についての説明はないが、市場のかなりの品目の調査（フィリピンでは160種）を行い基礎データとして使用している。
- ③本部の回答の設定は生活手当であり国内積み立て等の手当の説明はない。しかし、ボランティアにはGSSS (German Social Security System)が適用されている。これには失業給付も含まれており、帰国後再就職までの補償がなされている。
- ④本部からの回答では、予算について簡単な説明があるが、その具体的な運用等についての説明はない。

また、DEDボランティアは年齢が比較的高く生活手当が他国のボランティア機関と比べ比較的高いようである。設定額の考え方も、一律の基本額が設定され、その上に各派遣国の条件が考慮され追加する方式が取られている。基本額設定は政府の統計局が行うという、DEDとは別の機関が設定している点もJOCVとは大きく異なっている。

改定にあたっては派遣国の物価、インフレ、為替レートを重視した方針となっている。

ドイツ・DEDの海外手当一覧

\*生活手当 (Living Allowance)

(単位:米ドル/月)

派 遣 国	支 給 額	派 遣 国	支 給 額
エチオピア	1,477	トーゴ	1,200
ボツワナ	972	チャド	1,515
エリトリア	972	中央アフリカ	1,812
ケニア	972	ポリヴィア	1,018
レソト	1,107	ブラジル	1,268
モザンビーク	972	チリ	1,029
ナミビア	972	ドミニカ共和国	1,301
ルワンダ	1,216	エクアドル	972
ザンビア	972	グアテマラ	1,232
ジンバブエ	972	ホンデュラス	972
南アフリカ	972	ニカラグア	1,169
スーダン	1,186	ペルー	1,144
タンザニア	1,720	ブータン	972
ウガンダ	1,178	フィジー	972
ベニン	1,019	イエメン	1,240
ブルキナファソ	1,208	ラオス	1,106
ガーナ	972	ネパール	972
ギニア	1,262	バブア・ニュー・ギニア	1,029
カメルーン	1,219	フィリピン	1,284
マリ	1,322	タイ	972
ニジェール	1,244	ヴェトナム	1,079

注) 別添1参照

2. Unterhaltungsgehaltfestsetzung vom 01.08.1996 bis 30.11.1996

Vom 01.04.1996 bis zum 31.03.1997 beträgt	
das Basisunterhaltsgeld	1.375,00 DM
der Sockelbetrag	120,00 DM
das Inlandsunterhaltsgeld	1.495,00 DM
die Ausstattungsbeihilfe	3.185,00 DM

Vom 01.08.1996 bis zum 30.11.1996 gelten für die Unterhaltsgelder der Entwicklungshelfer in den  
Gastländern des DEO die folgenden Kaufkraftausgleichssätze (KKA) nach Massgabe der vom  
Statistischen Bundesamt ermittelten Teuerungsziffern (TZ)

LAND	TZ (alt) %	KKA (alt) %	TZ (neu) %	KKA (neu) %	KKA (neu) DM	AUG DM	Differenz zu 04/96		Bemerkungen
							KKA %	AUG DM	
ATH	keine Ang	56,50	keine Angaben	56,50	777	2272	0,00	0	Fortrechnung eingest.
BOT	-0,90	0,00	-10,60	0,00	0	1495	0,00	0	
ERI	-7,00	0,00	0,00	0,00	0	1495	0,00	0	TZ II UN
KEN	-13,30	0,00	-7,90	0,00	0	1495	0,00	0	NEUER WARENKORB
LES	keine Ang	15,10	keine Angaben	15,10	208	1703	0,00	0	Fortrechnung eingest.
MOS	-10,00	0,00	-4,00	0,00	0	1495	0,00	0	TZ II UN
NAR	-13,00	0,00	-21,80	0,00	0	1495	0,00	0	NEUER WARENKORB
RUA	keine Ang	52,30	25,00	27,30	375	1870	-25,00	-344	NEUER WARENKORB
SAA	-17,00	16,20	-6,60	0,00	0	1495	-16,20	-223	NEUER WARENKORB
SIM	-23,00	0,00	-17,60	0,00	0	1495	0,00	0	NEUER WARENKORB
SUA	-27,40	0,00	-33,20	0,00	0	1495	0,00	0	NEUER WARENKORB
SUD	24,00	24,00	keine Angaben	24,00	330	1825	0,00	0	NEUER WARENKORB
TAN	52,70	52,70	83,70	83,70	1151	2646	31,00	426	
UGA	keine Ang	30,00	23,10	23,10	318	1813	-6,90	-95	NEUER WARENKORB
BEN	2,00	2,00	5,30	5,30	73	1568	3,30	45	NEUER WARENKORB
BUF	20,00	20,00	26,40	26,40	363	1858	6,40	88	NEUER WARENKORB
GHA	-16,10	0,00	-5,80	0,00	0	1495	0,00	0	NEUER WARENKORB
GUI	22,90	22,90	32,40	32,40	446	1941	9,50	131	
KAM	33,60	33,60	27,60	27,60	380	1875	-6,00	-82	NEUER WARENKORB
MU	37,00	37,00	39,20	39,20	539	2034	2,20	30	NEUER WARENKORB
NRE	31,50	31,50	30,50	30,50	419	1914	-1,00	-14	NEUER WARENKORB
TOG	21,40	21,40	25,50	25,50	351	1846	4,10	57	NEUER WARENKORB
TSA	59,30	59,30	60,70	60,70	835	2330	1,40	20	NEUER WARENKORB
ZEN	91,10	91,10	94,00	94,00	1293	2788	2,90	40	NEUER WARENKORB
BOL	-0,20	0,00	5,10	5,10	70	1565	5,10	75	
BRA	25,50	25,50	33,10	33,10	455	1950	7,60	104	NEUER WARENKORB
CHL	1,20	1,20	6,40	6,40	88	1583	5,20	71	NEUER WARENKORB
DOZ	22,90	22,90	36,80	36,80	508	2001	13,90	191	
ECU	-0,20	0,00	-24,00	0,00	0	1495	0,00	0	
GUA	22,30	22,30	29,10	29,10	400	1895	6,80	89	
HON	-11,00	0,00	-6,70	0,00	0	1495	0,00	0	NEUER WARENKORB
KC	7,00	22,00	keine Angaben	22,00	303	1798	0,00	0	Fortrechnung eingest.
PER	6,30	6,30	19,30	19,30	265	1760	13,00	178	NEUER WARENKORB
BHU	-7,00	0,00	-6,00	0,00	0	1495	0,00	0	TZ II UN
FD	-5,00	0,00	-2,00	0,00	0	1495	0,00	0	TZ II UN
JEN	keine Ang	30,00	keine Angaben	30,00	413	1908	0,00	0	Fortrechnung eingest.
LAO	keine Ang	15,00	keine Angaben	15,00	206	1701	0,00	0	Fortrechnung eingest.
NEP	keine Ang	0,00	-16,40	0,00	0	1495	0,00	0	NEUER WARENKORB
PAP		6,40	keine Angaben	6,40	85	1583	0,00	0	Fortrechnung eingest.
Phi	27,60	27,60	34,90	34,90	480	1975	7,30	100	
THA	-4,10	0,00	-5,00	0,00	0	1495	0,00	0	NEUER WARENKORB
VE	10,00	10,00	12,00	12,00	165	1660	2,00	27	TZ II UN

*Hinkel*  
ppa. Kendor

*Bornemann*  
LA Bornemann

Anlage Fortrechnung des SL Landesamtes vom 01.07.95 (nur DEO-Büros)  
 DEO-Büros: GL, ALV, ALP, ALZ, Z2, Z2 1, Z2 2, Z2 6, EFP, Z1, Z1 1, Z1 3, S1, S2, S3, S14,  
 P1, P10, P3, P23, P24, P25, P26, P331, P332, P333, Bor Ref Bonn, BWZ, AGEH, DU, FIRENE, WFO, OW(A113), S-BA, Aush Verb, N, Berth



ドイツ・DEDの海外手当  
(在外事務所回答)

生活手当に関し、次の質問内容に対する当該ボランティア機関在外事務所の回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
②見直しの頻度と増減額の幅について。  
③住居手当に関する現状の考え方について。  
④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(生活手当は単身赴任者適用額を記載)

派遣国	回	答	支給額(US\$/M)
ドイツ		<p>①ドイツの政府統計局が在外事務所職員と同様に、UNと各国の経済指標、購入価格等のデータで取り扱っている。</p> <p>②見直しは年に3回行われる：4月30日、8月31日、12月31日。</p> <p>購入価格が非常に不安定な場合、基礎データ収集が要求される。ボランティアのための「食品市場 (food basket)」が含まれた160の品目がある。</p> <p>③基本的にケースバイケースであり、実質全ての買貨の80%以上を支払っている。</p> <p>④DEDは家族を含む全てのボランティアに対し社会安全保障を適用している。これはまた、ドイツへ帰国後の失業給付をも含んでいる。帰国後、DEDはボランティアに以下の復帰手当(月額)を支給する(活動月対して)。</p> <p>ボランティア：US200\$、配偶者：US100\$、各子供：US50\$ ……23か月まで ボランティア：US400\$、配偶者：US100\$、各子供：US50\$ ……24か月以降</p> <p>*住居手当 大都市：510\$('94)、小都市：380\$('94)、地方：170\$('94) 大都市：540\$('95)、小都市：410\$('95)、地方：180\$('95) 大都市：600\$('96)、小都市：450\$('96)、地方：200\$('96)</p>	<p>生活手当： 880\$('94) 920\$('95) 1,000\$('96)</p> <p>配偶者： 440\$('94) 460\$('95) 500\$('96)</p> <p>各子供： 220\$('94) 230\$('95) 250\$('96)</p>
ラオ		<p>JOCV在外事務所調査結果： ①DEDボランティアは年齢が比較的高い(青年は任国でラジカルになり易く政治問題に発展しやすいため避けている)。このため生活手当は他のボランティア団体に比べて高い水準になっている。任国の物価調査を行い設定するが主としてドイツ大使館が行っている。</p> <p>②急激なインフレ、交換レートの変動が無ければ見直しは年1回。</p> <p>③ラオス政府は何も供与しない。</p> <p>④プロジェクトの場合、車両が使えない時は単車購入費用として2,880DM(US1,920\$)を支給。医療費は全額DED負担。</p> <p>*扶養家族がある場合、単身者の生活手当に配偶者(50%)、子供(25%)が追加され支給される。</p>	<p>生活手当： 1,092\$('94) 1,111\$('95) 1,134\$('96) (単身の場合)</p> <p>住居費(単身) 350\$('94) 250\$('95) 300\$('96)</p>
タイ		<p>電話での聞き取り結果： ①ドイツ本部で決定される。</p> <p>②毎年見直しを行う。</p> <p>③タイ側より提供(バンコク：4,500B=US180\$、その他：3,500B=US140\$)。不足分がある場合は必要に応じてDEDが支出する。但し、予算には制限がある。</p> <p>④医療サポート、基本的家具(ベッド、机等、但しテレビ冷蔵庫は含まない)の提供。</p>	<p>生活手当： N.A.('94) N.A.('95) 978\$('96)</p>
ドイツ		回答なし	
ドイツ		<p>JICA在外事務所による聞き取り調査回答： ・生活手当はUS1,000\$。 ・6名のドイツ人にヒアリングし全員十分との回答。</p> <p>DED事務所回答 ①回答なし ②年1回、インフレ率による。 ③受入国が住居提供。 ④全医療費の100%を負担するドイツメディカルエイドに入っている。基本手当の3%は光熱費である。</p>	<p>生活手当： 826\$('94) 1,000\$('95) 1,000\$('96)</p>
ドイツ		<p>①生活手当の支給額設定及び見直しを管轄しているのは本部であり、連邦の各省庁及び連邦統計局から得た統計データに基づいて決定している。</p> <p>②生活手当の支給額はDEDの本部によって年3回チェックされている。</p> <p>③在外事務所が開発業務に就いているボランティアに対して住居を提供している。ボランティアには住居費は支給していない。しかし、開発業務につくボランティアを必要としている機関に対し、できるかぎり住居を提供するように要請している。</p> <p>④開発業務に就くボランティア各自の自己責任に委ねられている。現在のところ、新しく開発業務に就くボランティアに対し一定限度で基本的な家具の提供は依然としてある。</p>	<p>生活手当： 1,450\$('94) 1,475\$('95) 1,505\$('96)</p>

(DED)

派遣国	回 答	支給額(US\$/M)
ガーナ	①②③海外手当の全額をDEDが負担し、ガーナ政府は一切支出する必要はない。ボランティアが家族を同伴することも可能。 ④その他の手当として社会保障、医療費、警備員費用がある。	生活手当： N.A.('94) N.A.('95) 1,298\$('96) (DM,956)
ケニア	①ドイツ大使館がケニアの生活指標を査定する。 ②頻度は年3回。増加減少幅は1995年13.7%、1996年8.9%。 ③ケニア政府が住居提供している1例を除きボランティアの住居はすべてDEDが提供している。ナイロビの上限は月額40,000KShs(約US714\$)。 ④全医療費はドイツの医療スキームにて保証されている。	生活手当： 945\$('94) 1,075\$('95) 980\$('96)
ニジェール	①DEDの報酬は1,495DM(US972\$)である。ニジェールでの追加は、ドイツの物価と比較した生活費に対する補償となっている。ドイツの統計局で職務に関係なく額は決まっている。 ②4カ月毎に調整する。 ③ドイツとニジェールの同意によりボランティア配属に対し住居を用意する義務がある。ニジェールは多くの事例においてDEDへの住居提供ができない。そのためDEDは月額150,000FCFAを限度で住居費を負担している。 ④生活必需品と設備のために総額1,000,000FCFAを負担している。医療費は保険及びドイツの現行法によらず払い戻される。	生活手当： 1,096\$('94) 1,096\$('95) 1,150\$('96)
カンビア	調査なし	隊員の情報ではUS1,000\$
ザンビア	①ザンビア、ドイツの消費者物価指数を基準に、ドイツ統計局が設定する。 ②年3回実施する(12月、4月、7月)。 ③通常、受入国が住居を提供する。メンテナンスは事務所が行う。 ④交通手当(月額)、安全経費(医療関連を含む)。 *生活手当は基本手当に購買力手当が加算される。	生活手当： 1,289\$('94) 1,312\$('95) 972\$('96)
カボネ	①生活手当はドイツ法と統計局によりベルリンのDED本部にて設定されている。 ②毎年、①項参照。 ③受入国の受入機関の規定にて住居は無料で提供される。しかし、まれに受入機関(NGO等)が支払いができないことがあり、その時は、DEDが支払っている。 ④DEDは健康・失業・生命保険を支払っている。緊急な場合(事故等)ドイツ政府保証されている。 *右欄の生活手当額は単身赴任者適用額。 *住居賃は現地通貨払い。	生活手当： 936\$('94) 952\$('95) 972\$('96) 住居費： 上限234\$('94) 上限293\$('95) 上限351\$('96)
ドミニカ共和国	①受入国駐在のドイツ大使館より提供される生活価格関連データに従い、ドイツ政府統計局から、ベルリンにあるDED本部に情報が提供される。統計局からの情報を使いドイツ国内における生活手当基本支給額を基に算定する。生活手当支給額の見直しは年3回実施されている(4カ月毎)。 ②①を参照。 ③全ボランティアの住居賃貸料は全額DED負担。受入国は住居の無料提供や一部負担は行っていない。住居費の差は都市部と地方部では相当な額となります。 ④ボランティアに対し救急医療箱の他は何も提供していない。しかし、包括的な健康保険、並びに有料の予備措置(DEDにより支払い)が提供されている。健康診断は毎年実施され、任務の態様により予防接種等が随時実施される。	生活手当： 1,085\$('94) 1,091\$('95) 1,300\$('96) 住居費： 都市350\$('94) 地方150\$('94) 都市365\$('95) 地方170\$('95) 都市400\$('96) 地方182\$('96)
エリトリア	回答なし	
ニカラガ	①それぞれの国で生活費の額が固定されている。 ②頻度は4か月ごとに年3回。公式固定の生活標準価格による。 ③DEDは住居手当を開発途上国に支払うことはなく、直接家主に支払っている。 ④全ての開発途上国はGSSS(German Social Security System)に含まれており、生活支援のような物資を提供することはない。	1,250\$('94) 1,400\$('95) 1,200\$('96) 住居費は平均400\$で変わらず
ペルー	JICA在外事務所による聞き取り調査回答： ①規準として1,400DM(US910\$)とし、そのほかに国、年齢、家族、安全管理等の各手当を追加支給している。 ②2、3か月ごとに見直しを行う。 ③DEDが住居を容易。 ④回答なし	N.A.('94) N.A.('95) 1,000\$('96)

## フランス・AFVPの海外手当



## AFVP資料

- (1) AFVP資料-1：フランス・AFVPの海外手当（本部回答）
- (2) AFVP資料-2：フランス・AFVPの現地業務費について
- (3) AFVP資料-3：フランス・AFVPの海外手当一覧
- (4) AFVP資料-4：フランス・AFVPの海外手当（在外事務所回答）

## フランスAFVPの海外手当

生活手当に関し、各ボランティア機関の本部に次の内容の質問を実施した。

- ①新規派遣国の手当額設定の基本的考え及びその算定基準について。
- ②手当額改定の基本的考え、算定基準、改定方法、時期について。
- ③派遣期間中の国内での継続支給手当（積立金等）の有無、及びその目的と額について。
- ④隊員支援経費の支給、申請、査定について。

### <回答のまとめ>

上記質問に対する本部からの回答は次のとおりである。

- ①海外手当はボランティア憲章に従い、質素だが十分な生活状態をボランティアに与えるために計算されている。生活手当は、配属場所で設備と快適が必要とされる時はいつでも生活手段と設備（水、電灯他）をボランティアに与えるために支払われる。ボランティアは活動に対する報酬は許されない。生活場所に適切な住居と家具、制限された必需品は無料で提供される。住居は受入国あるいは、ほとんどの場合、AFVPの独自の予算または運営財源によって計画的にボランティアに与えられる。
- ②国民服務協力員（兵役の代わりに選択することができるボランティアサービス）生活手当の価格指標が協会の関連として与えられる。上記金額の46%を基本として協会がボランティアの生活手当を設定する。
  - \* JICAフランス事務所補足説明：残り54%とは、（1）住居はAFVPあるいは受入国より提供。そのためボランティアには無料となる。（2）全ボランティアに車両がAFVPより提供される。つまり国民服務協力員の海外手当に準拠するがAFVPの場合、宿舍と車両に関し、被援助国が提供するため、生活に必要なもののみ支給している。国民服務協力員の場合、生活費、住居費、車両に関する費用すべて含んで支給。
- ③顕著な2つの場合がある：
  - 1) AFVPは派遣国にて明確なシステムを運用している。派遣国においてこのシステムは現地通貨で生活手当を現地で支払うことができる。通常銀行口座に入れる。
  - 2) 第2として、まれに生じるが、協会本部がフランスの銀行口座にフランス通貨で生活手当を支払う。
    - \* JICAフランス事務所補足説明：質問意味取り違えのため電話で聞き取りを行う。  
任期（2年）中に、ボランティアはフランスの銀行口座に月額1,400 FFの手当が支払われる。この手当は活動完了後、社会復帰を促進するためである。1992年1月1日に設定された金額は、そのような手当が似たような協会が支払っている高額手当と並べられることで、協力省の勧告にて改定されることはない。
- ④ボランティア活動支援としての財源はボランティアが赴任する前にドナーと協会によって交渉が行われる。これらの財源は運営活動（支援・助言行為、物理的生産）形態とは大きく違っている。別添価格指標はボランティアへの月額平均支給を示す。

フランス・AFVPの現地業務費について  
(AFVP本部データより作成)

派遣国	年間派遣数 (M/M)	現地業務費年間支出額	現地業務費 (月/人)
ベニン	451	1,586,592 FF	3,519 FF ( US 682 \$)
ブルキナファソ	360	2,570,805 FF	7,142 FF ( US1,834 \$)
ブルンジ	11	298,079 FF	26,510 FF ( US5,138 \$)
カメルーン	229	239,859 FF	1,047 FF ( US 203 \$)
カーボベルデ	20	43,999 FF	2,198 FF ( US 426 \$)
コモロ	30	0 FF	0 FF ( US 0 \$)
コンゴ	21	0 FF	0 FF ( US 0 \$)
ジブティ	20	481,156 FF	24,597 FF ( US4,767 \$)
ギアナビサウ	15	46,649 FF	3,181 FF ( US 616 \$)
赤道ギアナ	476	5,181,513 FF	10,885 FF ( US2,109 \$)
ハイチ	29	50,817 FF	1,779 FF ( US 345 \$)
マダガスカル	96	50,662 FF	528 FF ( US 102 \$)
マリ	472	1,436,808 FF	3,046 FF ( US 590 \$)
モーリタニア	114	124,804 FF	1,098 FF ( US 213 \$)
ニジェール	319	2,065,156 FF	6,481 FF ( US1,256 \$)
ルワンダ	17	2,772 FF	163 FF ( US 32 \$)
サオトメ	44	122,000 FF	2,775 FF ( US 538 \$)
セネガル	300	2,335,260 FF	7,790 FF ( US1,510 \$)
チャド	94	935,845 FF	10,002 FF ( US1,938 \$)
トーゴ	141	195,400 FF	1,390 FF ( US 269 \$)
合計	3,256	17,768,176 FF	5,457 FF ( US1,057 \$)

フランス・AFVPの海外手当  
(AFVP本部データより作成)

派遣国	生活手当	住居手当	その他
ベニン	3,160 FF ( US 612 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
ブルキナファソ	3,146 FF ( US 610 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
カメルーン	3,496 FF ( US 678 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
カーボベルデ	4,434 FF ( US 859 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
中央アフリカ	4,288 FF ( US 831 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
コンゴ	3,860 FF ( US 748 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
✓ コートディボアール	3,265 FF ( US 633 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
ギアナビサウ	6,007 FF ( US1,164 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
赤道ギアナ	4,455 FF ( US 863 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
マリ	3,463 FF ( US 671 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
ニジェール	3,252 FF ( US 632 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
✓ セネガル	3,528 FF ( US 684 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
チャド	4,166 FF ( US 807 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
トーゴ	3,186 FF ( US 617 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
ブルンジ	3,833 FF ( US 743 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
ギニア	4,650 FF ( US 901 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
マダガスカル	3,338 FF ( US 647 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
モーリタニア	4,285 FF ( US 830 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
アンゴラ	4,829 FF ( US 936 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
コモロ	3,897 FF ( US 755 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
ジブティ	5,427 FF ( US1,052 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
ハイチ	5,675 FF ( US1,100 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
モーリシャス	3,760 FF ( US 729 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
ルワンダ	4,873 FF ( US 944 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証
サオトメ	5,056 FF ( US 980 \$)	AFVP、受入国負担	医療費100%、緊急移送保証



フランス・AFVPの海外手当  
(在外事務所回答)

生活手当に関し、次の質問内容に対する当該ボランティア機関在外事務所の回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
②見直しの頻度と増減額の幅について。  
③住居手当に関する現状の考え方について。  
④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

派遣国	回 答	支給額(US\$/M)
エト・ディ・ゴール	①ボランティアへの補償額の見直しのための調査はフランスの団体によって指揮されている。 ②補償額は毎年見直され物価の上昇が10%程度以上ある場合には増額されている。 ③受入国政府によるボランティアへの住居の提供については何等問題はない。家具は全面的に国家より供給されておりタオル類、台所用品は現地事務所より供給されている。 ④台所用品、タオル類に関しては、ボランティアの要求に応じて現地事務所が提供している。	生活手当： 581\$('94) 581\$('95) 604\$('96) 住居手当： 36\$('94) 36\$('95) 50\$('96)
セネガル	回答なし	

注) 協力隊派遣国のJICA/JOCV在外事務所にて調査できた国は1カ国しかなく、派遣国の状況は把握できない状況である。



## 国連・UNVの海外手当



## U N V 資 料

- (1) UNV資料-1 : 国連UNVの海外手当 (本部回答)
- (2) UNV資料-2 : UNV海外手当に関する資料の訳文  
( J I C A エチオピア事務所より入手 )
- (3) UNV資料-3 : 国連UNVの海外手当 (在外事務所回答)
- (4) UNV資料-4 : UNVの海外手当一覧

## 国連UNVの海外手当

生活手当に関し、各ボランティア機関の本部に次の内容の質問を実施した。

- ①新規派遣国の手当額設定の基本的考え及びその算定基準について。
- ②手当額改定の基本的考え、算定基準、改定方法、時期について。
- ③派遣期間中の国内での継続支給手当（積立金等）の有無、及びその目的と額について。
- ④隊員支援経費の支給、申請、査定について。

### <回答のまとめ>

上記質問に対する本部からの回答は残念ながら得られなかった。

しかしながらJICA/JOCV在外事務所にて入手されたUNV規定書資料を参照願いたい。

UNV 海外手当に関する資料の訳文 (JICA エチオピア事務所より入手)

## United Nations Volunteers

Palais des Nations

CH-1211 Geneva 10, Switzerland

### 国連ボランティアとしての専門家の任務諸条件

#### 任務期間：

UNV の任命期間は通常 24 ヶ月で終了する。しかし、より短い任期が次第に一般的になっている。

#### 着後手当(Settling-in Grant)：(赴任開始時)

長期契約(12 ヶ月以上)の場合には、着後手当は単身者若しくは扶養家族の別に設定された生活手当給付金の 2 ヶ月分に相当する額となる。扶養家族付加率とは、UNV の専門家が赴任地に扶養家族の同行を許可された場合に適用されるもの。扶養家族と認定されるのは、就労していない配偶者及び UNV の当該専門家本人の子供または法的に養子縁組みされた 21 歳未満の未婚の子供。

短期契約(12 ヶ月未満)の場合には、一定の料率により割引かれた着後手当が付与されます。

#### 月次生活費給付金：

(以下北 7 国向けの価格が表示されている。この価格表示は国により異なる)

月額生活手当は、赴任先の生活コストに応じ、単身者の場合には US\$635 から \$1,200、被扶養者がいる場合には US\$955 から US\$1,600 の範囲となっている。月額生活手当の場合、扶養家族付加率は被扶養者が UNV の専門家と赴任地にて生活を共にするしないに関わらず適用される。給付額は、為替レート及び UN によって各国別に設定されたレベルに於ける生活コストの変動に応じて毎月調整(増額または減額)されることがあります。支給は国際公務員委員会(ICSC = International Civil Service Commission)の規定に従うこととなる。

#### 帰還手当：(UNV の任務完了時)

長期契約の場合には、少なくとも 12 ヶ月の任務が満足に終了した場合に、任務期間 1 月あたり US\$100 が付与される。任務期間が 12 ヶ月を超す場合には、更に超過分の任務月数が加算される。短期契約(12 か月未満)の場合にも、

任務が完遂された場合には、同様に、任務期間1月あたりUS\$100が帰還一時金として付与されます。この帰還一時金の額は、UNVの専門家が先進工業諸国の出身で、協力機関によりスポンサーが付いて赴任する場合には調整されることがある。任務完了により、任地を離れる前に帰還手当の50%が給付される。残りの50%はUNVの専門家の故国、または採用された場所にて給付される。

#### 住居：

電気ガス水道などの設備を備え、適切且つ質素な家具を備えた住居が、通常無償で提供される。それが不可能の場合には、実際に支払われた家賃が還付されることとなる(限度額の範囲内にて)。一部の諸国では、恒久的な住居が直ちに用意されないことがあるが、その場合には一時的措置がされる。

#### 保険：

生命、健康及び恒久的障害保険が無償で各UNVの専門家かけられる。赴任国への同伴を許可された当該UNV専門家の被扶養者については健康保険のみの保険料が負担される。

#### 国際旅行：(赴任時及び任期満了時)

UNVまたは協力機関から、UNVの専門家及びUNVから同伴の許可を受けたUNV専門家の被扶養者に対し、赴任国までの旅費が提供される。UNVの費用にて帰還の資格を得るためには、当該被扶養者は赴任地に最低6ヶ月滞在することが必要となる。UNVのプログラムが財政的負担を引き受けるのは被扶養者3人までであることが銘記されねばならない。

#### 年次休暇：

UNVの専門家は、任務期間中に取れる年次休暇を、任期11ヶ月間あたり2.5日間の就業日の割合で得る資格が付与される。年次休暇はスーパーバイザー及びUNDPの現地代表担当者と調整が必要。未消化休暇の買取りはない。

#### 契約の終了：

UNVの専門家としての雇用は、いずれかの側からの6週間の予告期間をもって、明文による通知により終了させることができる。契約任期満了前の、UNVの専門家の側からの辞職の場合には、当該UNVの専門家及びその被扶養者の旅費が国連ボランティアプログラムから支給されることはない。

#### その他の条件：

国連ボランティアプログラムは、各雇用の諸条件を予告なく変更する権利



を同機関の有する諸権利の一部として留保する。国連ボランティアプログラムは、また関連諸当局と協議の上、UNVの専門家を撤退させる権利を留保する。

---

これらの諸条件は定期的な変更の対象となる事がある。

UNV 規定書 VC 8-E/Rev. 1995

以上

国連UNVの海外手当  
(在外事務所回答)

生活手当に関し、次の質問内容に対する当該ボランティア機関在外事務所の回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
②見直しの頻度と増減額の幅について。  
③住居手当に関する現状の考え方について。  
④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(単身者の生活手当を記載)

派遣国	回 答	支給額(US\$/月)
バングラデシュ	<p>①各国のボランティアの月額生活費は全て同額で、単身のボランティアはUS662\$であり、扶養者1人の場合はUS885\$であり、扶養者が2人以上はUS995\$となる。これに国別のPAM (Post Adjustment Multiplier) が加えられる。現在バングラデシュのPAMは27.5。</p> <p>②PAMが増減された場合、ボランティアの生活費支給額も順次変更される。PAMはニューヨークの国際公務員委員会にて決定される。</p> <p>③全てUNより支払われる。</p> <p>④UNクリニックを通して医療サービスが無料で提供される。全ボランティアはUS100,000\$を限度額とする保険がかけられている。それ以上は各自保険に加入とする。全ボランティアは任期終了時に復帰手当として任務期間一月当たりUS100\$が支給される。任地着任時には2カ月分の生活手当が着後手当として供与される。</p>	<p>生活手当： N.A. ('94) N.A. ('95) 844\$ ('96)</p> <p>住居・設備手当の改定としてUS7909\$を要求している。</p>
カボネー	<p>①UNVの本部にて決定。</p> <p>②住居手当の見直しは1994年7月に実施。警備関連費用を全額カバーすることを含む見直しを実施中。</p> <p>③住居費は1993年に増額。UNボランティアは生活費と住居費を含む手当を受けている。</p> <p>④ボランティアには保険がかけられている(医療保険、生命保険；保険料はボランティアが支払い、請求後補填される)。医療相関またはバンコクでの療養。 *住居手当には電気、ガス、燃料、警備費用が含まれている。 *交通手当として月額US671\$が支給されている。</p>	<p>生活手当： 800\$ ('94) 892\$ ('95) 897\$ ('96)</p> <p>住居手当は3年間US600\$</p>
中国	<p>①2年契約に対して単身あるいは配偶者ありで2カ月分の生活手当と同等額とする。配偶者(スポンサーなし、未成年の子供あり)を持つUNボランティアに扶養手当を支給する。</p> <p>②基本手当+(基本手当×PAM (Post Adjustment Multiplier))=月額手当 単身の基本手当：US662\$、配偶者1人の基本手当：US885\$、 配偶者2人の基本手当：US995\$。</p> <p>③中国では、UNVは住居手当は支給していない。受入機関が適切かつ設備を含む簡素な家具付き住居を提供している。住居手当はUNVより受入側へ直接支払われている。</p> <p>④生命、健康、障害に対しUNボランティアは無料保証となっている。活動地にてボランティアの配偶者には健康保険のみが適用される。</p>	<p>生活手当： 851\$ ('94) 940\$ ('95) 992\$ ('96)</p> <p>住居手当： (四半期分) 2,500\$ ('94) 2,800\$ ('95) 3,250\$ ('96)</p>
インドネシア	<p>①月額生活手当はニューヨークのICSC (International Civil Service Commission) にて決定された生活格付けUN価格を基礎として調整される。またボランティアの子供が21才に達するか扶養家族として考慮されなくなると月額手当が調整される。</p> <p>②改定は専門部署による生活価格を基礎とする。もし為替レートの切下げ、著しい変動があるとICSCを通過しUNDP本部は特定の国または責任部署にポスト調整(Post Adjustment)を発する。</p> <p>③最初に述べることで、UNV/DIS 現地実務者に対し、受入機関は住居と設備を無料で提供する責任があり、住居施設は簡素となる。一方、UNV 専門家には十分な家具付きの簡素な住居を無料で提供。もし受入機関が同種の住居を提供できない場合、UNV/UNDPは住居手当を提供することでボランティアを援助する。</p> <p>④手当の他に、ボランティアはWHOからの救急キットを提供される。このキットはボランティアが配属開始にて提供される。WHOキットの内容は；[熱帯地方における自己健康法]の本、旅行社のための安全食物リフレット、注射器リストのリフレット、虫よけローション、殺虫剤、抗マラリア薬、精神安定剤、下痢止め、浄水薬、小袋入り口唇脱水症状対応塩、注射器・針、散布剤。</p>	<p>生活手当： N.A. ('94) 906\$ ('95) 933\$ ('96)</p> <p>1996年7月の単身赴任手当月額(7ヵ月)は次のとおり、 生活費：925\$ 住居費：400\$ 設備費：40\$ 交通費：75\$ 家具費：67\$ その他の地域は住居費が250\$となり他は同じ。</p>

派遣国	回 答	支給額(US\$/M)
ラオ	<p>①現地事務所がヴィエンチャンと地方のボランティアのパーセンテージ調査を実施し、UNV本部に送付。本部がこの調査結果を基に支給額の見直しを行う。</p> <p>②年1回、インフレ率のみを反映して増額がなされる。</p> <p>③ラオスでは金銭による給付制度が採用されていることから、ボランティアは月額で給付を受け自ら住居を探している。(資料参照)</p> <p>④医療キットを各ボランティアに提供。医療費を負担(医療、医薬品、歯科治療)。</p> <p>語学訓練(年間US500\$以内)、UNV規定書参照。</p> <p>*その他の手当(単身者、月額):交通費(US67\$)、家具(US100\$)、設備(US90\$)、 *受入側の負担は無し。</p>	<p>生活手当: N.A.('94) 752\$('95) 812\$('96)</p> <p>住居手当: N.A.('94) 350\$('95) 350\$('96)</p>
モザン	<p>①ボランティアの生活費は受入国の国民一人当たりの年間所得、生活水準に応じて設定され、物価に関する調査結果に基づいた上昇率が適用されている。生活費の水準設定手続きは本部だけでなく受入国の現地事務所の責任下で行われている。</p> <p>②頻繁ではありません。調査はマレ(首都)ではこの10年間行っていません。効果的な活動コストの設定は容易ではない。</p> <p>③マレでは住居費は非常に高額で、UNVは支給していないが、受入機関が負担している。UNVは費用の分担を交渉することはある。</p> <p>④UNVでは一時金として生活基本費用の2カ月分に相当する着後手当(SIG: Settling in Grant)を提供している。医療費は100%保険によって保証されている。事故は保険にて保証されている。緊急事態も当然保証されている。食料は支給していない。</p>	<p>生活手当: N.A.('94) N.A.('95) 662\$('96)</p> <p>住居手当額: 750\$('96)まで (受入国負担)</p>
パキ	<p>①基本的考えはUNV本部で作成され、標準額はその国の生活状況により改善される。</p> <p>②局所的なインフレによる。PA率(Post Adjustment Multiplier)によりわずかな増加減はいつでも可能。常にUNDPによって実施される。</p> <p>③ほとんど、UNV受入機関にて支給される標準額に含まれる。</p> <p>④救急キットが受入国到着後にボランティア全員に提供される。</p>	<p>生活手当: 719\$('94) 759\$('95) 779\$('96)</p> <p>住居手当: 345\$('94) 370\$('95) 370\$('96)</p>
フィリ	<p>①生活手当額はUNV現地事務所では決定されない。全UN機関のための生活費用の年次見直しはWHOで行われる。そしてUN職員給与とボランティア手当は適宜に調整される。しかしその乗率効果は為替レートで大きく変わり、月額生活手当に影響を及ぼす。住居、家具、設備の手当調査は2年に1度UNV現地事務所にて行われる。その推奨事項は必要な調整事項としてUNV本部へ送られる。</p> <p>②生活指標の価格調査は年1回実施されるが、これは月額生活手当の自動的な変更とはならない。変更は為替レートと乗率効果の顕著な変化がある場合に生じる。</p> <p>③全国際UNボランティアは無料の質素な住居設備が認められている。この費用は他の手当と一緒にボランティアの標準費用として組み立てられている。プロジェクトのボランティアにとっての財源機関、受入機関、政府、ドナー機関は住居手当を含んだ全ての標準費用を担っている。</p> <p>④全UNボランティアは健康・生命保険が提供されている。非常食料は手当としてない。しかし、医療あるいは安全のための避難する場合の経費はUNが見る。</p>	<p>生活手当: 867\$('94) 905\$('95) 981\$('96)</p> <p>住居手当: N.A.('94) 527\$('95) 527\$('96)</p> <p>受入機関の負担は一切なし。</p>
リ	回答なし	
グアタ	回答なし	
ネパ	<p>JICA在外事務所による聞き取り調査回答: ・UNVのフィールドワークで月額US400\$(単身者) スパリアワークで月額US710\$(単身者)となっている。 ・扶養家族1人(配偶者)の場合、US949\$(フィリ)、扶養家族2人以上(配偶者1人、子供1人以上)の場合、US1,067\$。</p> <p>在外事務所回答: ①着後手当として生活手当2カ月分と同額を到着時支給。 ②月額生活手当は賃金のような改定ではなく、ポスト調整あるいは交換レートにより増加減少の改定が行われる。生活手当額の方針は2つの指標を基本とする: ポスト調整乗率-6カ月ごとに見直し。 毎月の変化あるいは必要時の交換レート。 全ての見直しはUNDP本部の方針と規定により実行される。 ③通常住居等は政府との協定によりプログラム/プロジェクトに含まれる。その詳細は活動状況による。 ④活動開始時に医療キットが提供されるのみである。</p>	<p>生活手当: 671\$('94) 764\$('95) 710\$('96)</p> <p>住居手当: 224\$('94) 224\$('95) 224\$('96)</p> <p>その他は政府が負担。</p>

派遣国	回	答	支給額(US\$/M)
フィリピン		<p>①添付の規定書参照。          ②添付の規定書参照。          ③全ての住居費はUNVより提供。現在の月額支給額は単身者=US600\$, 扶養家族がある場合=US650\$, また設備費用(水道、電気)として月額US40\$を支給。その他として家具費用としてUS70\$を支給。          ④ボランティア配属時に医療キットを供与。UNはボランティアがいつでも利用できる医療センター協定を結んでおり、全ての費用はカバーされている。(ボランティアが一旦支払い、UNVにより補填)          *受入側の手当の負担はなし。</p>	<p>生活手当:          727\$('94)          702\$('95)          1,019\$('96)          住居手当:          N.A.('94)          600\$('95)          600\$('96)</p>
カナダ		回答なし	
ケニア		<p>①PA(Post Adjustment)に基づく調整月額である基本手当を提供する。          ②回答無し。          ③UNVは住居手当を支給する。しかし、受入国が住居を提供すれば手当は支給しない。          ④100%医療保障あり。もし受入機関が交通の手配がない場合、月額US100\$の交通手当が支給される。月額US100\$の安全対策手当が支給される。月額US80\$の家具手当が支給される。任期満了時には、UNボランティアは帰国に際し、任期期間一月当たりUS100\$が支給される(契約期間は通常2年間)。</p>	<p>生活手当:          N.A.('94)          790\$('95)          790\$('96)          住居手当:          N.A.('94)          600\$('95)          600\$('96)</p>
ツタン		<p>①生活手当の見直しは年1回、各国の経済指標基準により、各地域のスタッフのためにUNDP本部によって実施される。住居手当等はプログラム職員により地方の価格基準調査が行われ年1回の見直しが行われる。(生活手当は全額受入国負担)          ②頻度は年1回、見直し幅はインフレあるいは為替レートの変動による。          ③住居手当はそれぞれのボランティアに提供されている。ボランティアは受入国政府のプライベートセクターに交渉でき、この場合ボランティアはUNローンで建てられた住居を借り、且つUNスタッフのみの低価格で借りれる。都合がつけばボランティアは政府住居を選択できる。(住居手当は全額受入国負担)          ④その他の手当:安全対策(130US\$/月)、必要品(30US\$/月、場合により50US\$)、交通費(67US\$/月)、家具(85US\$/月)。UNクリニックと医療保険は無料。          *80%のボランティアは自国のスポンサーはありません。全ての関連経費は彼らの働らいている、つまり政府のプロジェクトに掛ります。</p>	<p>生活手当:          N.A.('94)          880\$('95)          928\$('96)          (1US\$=15.2mK)          住居手当:          N.A.('94)          230\$('95)          230\$('96)          (1US\$=15.2mK)</p>
ニュージーランド		<p>①月額生活手当は次の幾つかの標準値を合わせて設定されている。          -外国ボランティア機構の生活手当          -受入国のプロジェクト職員の平均賃金          -受入国のNGO、政府職員の平均賃金          -各国生活クラスの国連価格          現地生活の変化により在外事務所は調整要求と手当改定の申請ができる。          ②必要な場合、年1回。          ③住居手当は受入国で住居費が無料でない場合に支給される。          ④ボランティアの配置により医療キットを支給。受入国内でUN診療所を無料で使用できる。</p>	<p>生活手当:          635\$('94)          635\$('95)          635\$('96)          住居手当:          225-270\$('94)          225-270\$('95)          250-300\$('96)</p>
モザンビーク		<p>①全派遣国の生活手当の設定、見直しは本部でなされる。          ②生活手当の改定は毎年3月に行われる。          ③受入国は全住居手当の提供の責任があるが、プロジェクト予算に含まれている。          ④配属始まり時に医療キットを一つ提供する。</p>	<p>生活手当:          763\$('94)          818\$('95)          900\$('96)          住居は受入側負担: US475\$          3年間同じ。</p>
タンザニア		<p>①生活手当額(単身、配偶者あり)はその国の経済指標の変化により変動するPAM(Post Adjustment Multiplier)による。基本額はUNV本部により決定される。住居手当は地方の市場調査とUN住居財産借家(UN Housing Estate Housing rents)を基礎として設定される。          ②改定はその国の経済状態の安定、不安定に大きくかわる。通常、減額増額幅は5%を越えない。          ③UNV事業状況により受入政府はボランティアの住居を提供する責任がある。しかし、政府にその余裕がないところでは、UNVが個人家主から住居を探し、借家契約と賃貸支払いに使用する標準価格書類にサインする。          ④救急キットを1回支給する。月額にて交通手当(US67\$)、設備費(US35\$)、家具類(US100\$)、安全対策費(US100\$)がある。</p>	<p>生活手当:          739\$('94)          941\$('95)          919\$('96)          (1US\$=582TShs)          住居手当:          400\$('94)          400\$('95)          400\$('96)</p>

派遣国	回 答	支給額 (US\$/M)
ザビア	回答なし	
シバハ	回答なし	
エアドル	<p>①ボンの本部にて海外手当が決定される。          ②回答無し。          ③設備、簡単な家具、消耗品を含んだ住居手当がUNVより提供される。          ④保険 (US1,500\$/年)、雑多 (医療キット、本部通信費その他) (US350\$/年)、          交通費・備品 (US800\$/年)、訓練費 (US500\$/年)、          *生活手当、住居手当に関し、受入側の負担は無い。</p>	<p>生活手当:          N.A. ('94)          956\$ ('95)          956\$ ('96)          住居手当:          N.A. ('94)          9,200\$/年          ('95, '96)</p>
ケニア	<p>①安全地域内の質素な住居がある首都の状況による。          ②Post Adjustment (交換レート、消費者物価指数等々) による。平均増加幅はない。          ③UNVが100%負担。          ④各ボランティアに1年にUS350\$の医薬品。          *各手当はドル払い。相手国負担はなし。</p>	<p>生活手当:          780\$ ('94)          780\$ ('95)          780\$ ('96)          住居手当:          550\$ ('94)          550\$ ('95)          550/600\$ ('96)</p>
ジャマイカ	<p>①UNVの生活手当支給額は全てのボランティアが得られる国際レートであるUNV基本レートに従っている。状況の異なる各国の生活費用に応じ調節するためにローカル調整レートが支払われている。このレートは基本レートに対し付加される比率 (ポスト調整係数) である。          ②見直し頻度は概年1回、平均的増額 (あるいは減額) の幅は①の調整係数部の記述を参照。          ③受入国のUNV/UNDP事務所は住居手当及び予想されるある種の生活開始費用を支給している。ボランティアには適切な家具が用意されている質素で控えめな住居が無料で提供されている。          ④ボランティアに対する予算の範囲内 (及びある種の上限の範囲内において) トレーニング、交通費及び簡素な家具類の費用がUN事務所の承認を経て後で還付される。これに加えてボランティアは着任時の生活開始費用のための一時金、並びに健康、志望及び障害をカバーする保険が与えられる。          *ボランティアは他の国連組織から任務を受けることができる。また出身国政府により全面的財政負担を受けることも、他の任務につくこともできる (CCCまたは費用分担)。</p>	<p>生活手当:          723\$ ('94)          822\$ ('95)          883\$ ('96)          受入側負担:          生活手当は赴任地、資金状況による。          住居手当は年7,700\$ (過去3年変わらず)</p>
ニカラガ	回答なし	
パナマ	<p>①生活手当はPAM(Post Adjustment Multiplier) の価格への影響とボンのUNV本部から来る最新の標準額表により設定される。          ②頻度はだいたい12カ月毎に、平均月額生活手当は1991年の実質費を基本に平均標準額の60%に40%独身額を加えて計算される。          ③住居手当は以前の標準表とUNV本部から送られてくるものに含まれている。          ④UNVは必需家具を提供し、消費材 (ガス、電気等) 費用を払戻す。またヴァン・ブレダ医療保険に加入している。          *雑費 (医薬品キット等) ; US350\$/年、交通・備品 ; US800\$/年、訓練費 ; US500\$/年、生活設備 ; US7,200\$/年、家具・消費材 ; US1,000\$/年が1996年に支給される。          * 1994年、1995年は、雑費 (医薬品キット等) ; US350\$/年、交通・備品 ; US800\$/年、訓練費 ; US500\$/年、生活設備 ; US2,200\$/年、家具・消費材 ; US1,000\$/年である。</p>	<p>生活手当:          826\$ ('94)          826\$ ('95)          867\$ ('96)          着後手当は          1,652\$ ('94)          1,652\$ ('95)          1,734\$ ('96)          (1回)</p>
フィジー	<p>①生活手当の年次調査が実施されUNV本部に報告されている。乗数 (生活水準を考慮するために各国別に定められている数値) がICSC(International Civil Service Committee=国際公務員委員会) によるデータの集計に基づいて決定されている。          ②通常年1回、貨幣価値は毎年、また乗数についても毎年見直しが図られている。          ③プロジェクトにより異なるが、原則的に政府が住居を提供。提供がない場合には一定範囲内の住居費が支給される。          ④全ボランティアに医療キットが支給される。この医療キットにはWHOが推薦する全ての処方薬が含まれている。緊急食料は支給していない。医療上の避難は現地駐在代表責任者の許可を条件に許される。安全対策はフィジーでは独身女性に提供されている (セキュリティ・アラーム・システム)。</p>	<p>生活手当:          N.A. ('94)          849\$ ('95)          880\$ ('96)          住居手当:          N.A. ('94)          350\$ ('95)          350\$ ('96)</p>

(UNV)

派遣国	回 答	支給額(US\$/M)
トンガ	在外事務所なし、回答なし、	
ミクロネア	<p>①支給額の設定は国により異なる。ボランティアに適用される基本額が設定されており生活水準が物価指数を基に市場調査の後に算出される。任国の生活水準が高い場合はボランティアが受給する額は高くなる。支給額の設定はボランティアとしての任務に要求される能力と経験を基にしているが少なくとも修士レベルで5年以上の職務経験を有することとされている。</p> <p>②任国のインフレ率により6月から1年毎に1回。</p> <p>③受入国または受入機関はボランティアの住居費として最高US500\$を支給している。家賃は同国政府から支給される金額を越えているが、同国政府との協定によりUNDPが差額を支給している。家族同伴のボランティアはより高い生活費と、より大きな施設を必要とすることが認められている。</p> <p>④ボランティアが活動開始時に構成物質、鎮痛剤、下痢止め、虫よけ、マラリア治療薬、及び若干のクリーム、ガーゼ、絆創膏等の救急用品を含む医療キットを供与される。また、ボランティアはVan Breda 医療保険会社の規定により無料で医科診療を受けることができる。非常食の配布は無い。しかし、必要な場合は医療目的の退避、また戦争・不穏時には緊急避難を保障されている。</p>	<p>生活手当： 820\$('94) 920\$('95) 950\$('96) (受入側の負担は無い)</p> <p>住居手当： UNV負担 500\$('94) 500\$('95) 500\$('96)</p> <p>受入側負担 500\$('94) 500\$('95) 500\$('96)</p>
ヴァヌアツ	在外事務所なし、回答なし、	
マーシャル 諸島	回答なし 事務所調査による手当額は右の通り。	<p>N.A. ('94) N.A. ('95) 1,127\$ ('96)</p>

UNVの海外手当  
(1996年6月現在)

\*生活手当 (Living Allowance)

(単位:米ドル/月)

派遣国	支給額	派遣国	支給額
バングラデシュ	847	エジプト	943/882/876
スリ・ランカ	843	ヨルダン	796
モルディブ	925	モロッコ	895
ブータン	840	ニジェール	920
モンゴル	984	ガーナ	911
中華人民共和国	951	エチオピア	923
ネパール	792	ルワンダ	892
パキスタン	779	タンザニア	911
カンボディア	899	マラウイ	928
ラオス	864	ケニア	790
ヴェトナム	877	ジンバブエ	786
タイ	899	象牙海岸	895
インドネシア	933	ザンビア	810
フィリピン	979	ボツワナ	747
マレーシア	872	セネガル	904
メキシコ	847	シリア	1066
エル・サルバドル	820	フィジー	874
コスタリカ	810	西サモア	888
グアテマラ	780	ミクロネシア	982
ホンデュラス	779	トンガ	911
パナマ	888	チュニジア	889
ドミニカ共和国	1014	ヴァヌアツ	933
ジャマイカ	888	ソロモン諸島	764
ボリビア	833	パプア・ニュー・ギニア	982
コロンビア	947	マーシャル諸島	959
ペルー	957	ポーランド	891
バラグアイ	822	ブルガリア	731
エクアドル	808	ルーマニア	858
ニカラグア	837		
イエメン	882		
リベリア	891		

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in financial reporting and auditing. The text notes that incomplete or inaccurate records can lead to significant errors and discrepancies, which may have legal and financial consequences.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used for data collection and analysis. It mentions the use of spreadsheets, databases, and specialized software to organize and process large volumes of information. The text also highlights the importance of data security and privacy, ensuring that sensitive information is protected from unauthorized access and misuse.

3. The third part of the document focuses on the interpretation and presentation of data. It discusses the use of charts, graphs, and tables to visualize complex information in a clear and concise manner. The text emphasizes that effective data visualization is crucial for identifying trends, patterns, and anomalies, which can inform decision-making and strategic planning.

4. The fourth part of the document addresses the challenges and limitations of data analysis. It notes that data quality, availability, and consistency can be significant barriers to accurate analysis. The text also discusses the importance of critical thinking and skepticism when interpreting data, as well as the need to consider the context and potential biases of the information.

5. The fifth part of the document provides a summary of the key findings and conclusions. It reiterates the importance of a systematic and rigorous approach to data collection and analysis, and the need for ongoing monitoring and evaluation. The text concludes by emphasizing the value of data in driving innovation and progress, and the role of individuals and organizations in ensuring the integrity and reliability of the information they use.